

第十九回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第二十七号

昭和二十九年四月二十日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

委員 夏雄君 高瀬 清一君

委員 義一君 高瀬 傳君

委員 下川儀太郎君 須磨 義男君

委員 永田 良吉君 長野 長廣君

委員 船田 中君 八木 一郎君

委員 山崎 巖君 須磨 吉郎君

委員 中曾根康弘君 栗山 博君

委員 飛鳥田一雄君 田中 稔男君

委員 川島 金次君 中村 高一君

委員 辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君

出席政府委員

保安政務次官 前田 正男君

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁長 上村健太郎君

官官房長 加藤 陽三君

保安庁局長 (人事局長) 石原 周夫君

保安庁局長 (経理局長) 石原 周夫君

委員外の出席者

専門員 亀井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

四月二十日

委員岡村利右衛門君辞任につき、その補欠として大久保武雄君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

第一類第一号

内閣委員会議録第二十七号 昭和二十九年四月二十日

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号) 自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○稲村委員長 これより開会いたします。

防衛庁設置法案及び自衛隊法案を一括議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますからこれを許します。下川儀太郎君。

○下川委員 昨日、質問申し上げました保安庁の直轄工事についての疑問点につきまして、当局の答弁を求めます。

○稲村委員長 保安庁の関係の方がまだ来ていないようですから……。

○下川委員 それではあとにまわします。

○稲村委員長 それでは川島金次君。なお副総理は所用のため十一時二十分に退席されるとのことでありますので、その旨お含みの上御質疑願います。

○川島(金)委員 私はこの委員会初めて発言をしたものであるが、これは防衛二法案に直接関係はございません。たゞ、副総理が見えられておりますので、当面の重要な政局の問題について、若干参考のために承つておきたい、かように思うものでござい

ます。まず最初にお伺いしたいことは、たゞ、昨日吉田首相は犬養法相を招致いたしました、犬養法相の当然の責任であり、所管事項であります警察法の問題についての解任を行い、これにかわるに小坂法相をもつて当らせ、法相は法務省の直接の仕事に専念

をさせるということが、新聞に報道されておるのでありますが、この事柄は、一体どのような事情においてかようなことがなされたか、この点をまず副総理からお伺いをしておきたいと思

います。

○緒方國務大臣 従来法務大臣が国警の担当ということになっておりました。が、御承知のように今度の会期、休会明け以来、重要な法案が輻湊しておるからでもあります。警察法の審議がだん／＼遅れまして、その理由の一つには、法務大臣が法務省の事務に追われて出席いたしかねるために遅れておる場合もたび／＼あるやに聞きますので、この際警察担当を別に

こしらえた方がよいと考えまして、小坂労働大臣の担当ということにいたしました次第であります。別にそれ以上の意味はございません。

○川島(金)委員 警察法の改正案は、犬養法相が、立案を担当されて来た当面の最高の責任者である私どもは考えております。しかるにその最高責任者の犬養氏が、国会の審議にあたり、当然責任をとるべき立場にあるにもかかわらず、突如として小坂法相をこれにかえた、小坂法相も警察法の問題について、なるほど若干の理解と知識は当然持つておるのではないかと思

うのでありますが、この法案の立法の立場においても、最高の責任者は犬養法相であるという事は間違いない事柄であります。この重要な責任を持つておる犬養法相が突如その面に限つて

解任をされた。そうして立案の当初以来あまり関係のない、この法案自体に對しても犬養法相と比較すれば専門的な理解も知識もいさ／＼劣るであろうとわれ／＼が推察しております。労働大臣をもつてこれに充てるということは、政府がこの法案に対する責任の重要性について、いかなる考え方を持つて来

ておつたのかということについて、われわれは多大の疑問を持たざるを得ないと思つてございします。今緒方副総理から、これは単なる議會審議上の都合だけであつて、ことさらに他意はないという答弁があつたのでございしますけれども、これを国民の側から眺めてお

りますと、非常に深い疑問を持たざるを得ないのでございします。ことに現下の政局は、疑獄事件を中心としてうずを巻き、その疑獄事件の進展のいかんによりましては、吉田内閣の運命にかかわるのではないかとさういわれております。今日の現実の場面を見てお

りますと、国民にとりましては、何か突如としてこのような措置を政府がとつたという裏面に、犬養法相をして法務省の事務に直接専念せしめるといふ名のもとにおいて、檢察当局に対して何らかの圧力を加えるのではないかと疑

問が、国民の一部にはわいております。これもいかなる事実であります。われわれは非常に疑問を抱かざるを得ないのでございします。一体このような事柄について、政府は何らかの配慮を持つてこのことがなされたのではないか

とわれ／＼は見るのでありますけれども、これに關する緒方副総理の責任のある明確な見解を、この際ただしておきたいと思つてございします。

○緒方國務大臣 国警の担当をかえたのではなくて、法務大臣の突如とした更迭というふうなことももしあれば、あるいはそういう疑問が浮ぶことがあるかもしれませんが、法務大臣の更迭ではなくて、国警の担当を、国会の運営上の必要、また議案の審議が急速に運ぶように考えて、かえただけ

でございます。今お話にあつたようなことは全然ございしません。政府としては、ひたすら警察法改正法案の審議を早くしたいと思つております。小坂労働大臣も、従来所管は違つておりますけれども、警察につきまして相当研究もいたしております。それから従

来、事情は違ひますが、国会開会中に担当の大臣がかわつたという前例もありましたので、いろ／＼お話がありましたが、政府としては今御推測のような意図は少しも持つておりませんから、御了承をお願いしたいと考えます。

○川島(金)委員 それでは念のために重ねて伺つておきたいのであります。が、犬養法相の立場から申します場合に、かりに当面の紙上にうわさをされております。いよいよゆる政の重要人物に何らかの疑惑がかけられ、しかもその疑惑に基いて逮捕許可を請求すべきかすべからざるかという重大な段階において、今や檢察当局は重要な審議を昨

日来続けておることをわれ／＼は新聞

で承知いたしておるのであります。しかもこの場合において、もし新聞に報道されておるような事柄が事実となつて現われまうときには、政府にとつてもきわめて重大な事柄であらうと考えるのでございます。しかもこの場合犬養法相が内閣の一員の立場において、あるいはまた法相という最高責任者の立場において、これらのことが実現することはすなわち即時内閣の運命にもかかわるような重大な事件であるがゆえに、逮捕請求等のごとき処理は若干の延期をすべきであるという、いわゆる法務大臣の検事総長に対する指揮監督の立場において、そのような事柄がでるかどうかが、これは副総理直接の責任の問題ではございませんが、総理大臣の代理者としての緒方さんでありまうので、この点を私は参考のためにこの機会に伺つておきたいと思つてあります。

○緒方国務大臣 検察庁法第十何条でありますが、条項をよくそらんじておりませんが、その指揮権がどこまで及ぶかという点につきましても、私ここで十分申し上げただけの用意を持つておりません。おりませんが、法務大臣が警察から離れたことが、何かそれに関連があつて、うわさされております重要人物の取調べにつきましても、何か干渉とか圧迫とかいうようなことをしたということは、私の承知する範囲では全然ないのであります。

○川島(金)委員 世間では何か犬養法相の警察関係の解任をめぐつて、時々でありますので、とかくの疑惑を深めておりますことはまぎれもない事実でありますので、私は重ねて緒方副総理に伺ひたいと思つておる次第であります。

○緒方国務大臣 検察庁法によりまして、法務大臣が検察当局を指揮することとができることにはなつておりますけれども、これは非常な場合でありまして、今法務大臣が国警担当を離れたことについて何か関連があるような御意味と思ひますが、そういう関連は全然ございません。

○川島(金)委員 その事柄ではなくして、私のお尋ねいたしましたのは、法務大臣がその責任の地位において、検事総長に対して重要な人物の逮捕請求のごときをするのは、ただちにやつてごつて政局に重大な影響を与える等の理由をもつて、法務大臣が検事総長に対して、そのような逮捕許可等のごとき請求をすることを猶予せしめるような指揮命令ができるかどうか、この

点でございます。

○緒方国務大臣 検察庁法第十何条であります。条項をよくそらんじておりませんが、その指揮権がどこまで及ぶかという点につきましても、私ここで十分申し上げただけの用意を持つておりません。おりませんが、法務大臣が警察から離れたことが、何かそれに関連があつて、うわさされております重要人物の取調べにつきましても、何か干渉とか圧迫とかいうようなことをしたということは、私の承知する範囲では全然ないのであります。

○川島(金)委員 世間では何か犬養法相の警察関係の解任をめぐつて、時々でありますので、とかくの疑惑を深めておりますことはまぎれもない事実でありますので、私は重ねて緒方副総理に伺ひたいと思つておる次第であります。

○緒方国務大臣 検察庁法によりまして、法務大臣が検察当局を指揮することとができることにはなつておりますけれども、これは非常な場合でありまして、今法務大臣が国警担当を離れたことについて何か関連があるような御意味と思ひますが、そういう関連は全然ございません。

○川島(金)委員 その事柄ではなくして、私のお尋ねいたしましたのは、法務大臣がその責任の地位において、検事総長に対して重要な人物の逮捕請求のごときをするのは、ただちにやつてごつて政局に重大な影響を与える等の理由をもつて、法務大臣が検事総長に対して、そのような逮捕許可等のごとき請求をすることを猶予せしめるような指揮命令ができるかどうか、この

もきわめて重大な問題ではありますけれども、さらに内閣の首班者として一層きわめて重大な責任ではないかという考えをわれ／＼は持つておりますが、このようなことがかりに今明日中にも実現をしたといひますならば、一体内閣はこれに對していかなる態度をもつて臨むべきであるか。これについては今や国民が注目する焦点となつております重大な問題でありますので、この機会に緒方副総理にこれに対する所信と見解を承つておきたいと思ひます。

「そんなことは関係のないことだ」と呼ぶ者あり

○緒方国務大臣 御暗示されました人物の逮捕要求というようなことは、私もここで問題に取上げたくないのではありません。であります。かりにそういう場合が起りましたならば、これは政府にとりましても政党内にとりましても重大な事件であります。従いまして政府としては深刻な考慮をいたさなければならぬと考えますが、今申し上げましたように、これはすべて今のところ仮定の段階にありまうので、それについてのごときは申し上げません。

○川島(金)委員 今与党の席から、私の質問は何かまつたこの法案と関連のないような事柄だと言われておりますが、少くとも当面起つております政局の事態というものは、必ずや内閣の進退に及ぶ重大な問題である。この内閣の運命にもかかわり合ひのあるであらうという当面の重大な段階において、そのことと政局、その政局と議會、その議會の中で取扱われておるこの重要な議案、これはいわゆる

政局の進行と表裏一体のものでなければならぬ。そういう形において、われわれが今ここで審議いたしておりますところの防衛関係二法案も、政局の進展とからみ合つて、表裏一体、不可分の関係にあるといわなければならぬ。もし内閣がその運命が行き詰つて投げ出すようなことがありますれば、われ／＼が目下審議いたしておりますところの重要な法案の審議も水泡に帰するといふおそれなきにしもあらずであります。従つてこの重要な段階における政局と、われ／＼が審議を続けております法案との関係においては、きわめて密接不可分の関係ありとの立場をもつて、私はこの問題を質疑いたしておりますので、御了承願ひたいと思つてあります。

そこでさらに伺ひたいのであります。昨日の新聞紙上によりまして、佐藤幹事長は、たま／＼自分の問題に關しての新聞記者の質問に對して「政府は從來、この疑獄事件の發展するところ、かりに内閣僚級に波及するような事態になれば、それはきわめて重大な事柄であると言明をいたしておるが、この事柄に關連して、もしあなたがこのよう不幸な事態になるといひますれば、一体どういふことになるか」といふような意味を新聞記者が質問をいたしたやうであります。それに対して佐藤幹事長は、閣僚級と言ふけれども、われ／＼の立場はむしろ閣僚級以上のものである。従つて多くの身辺にそのような事柄が起るならば、それは当然内閣の進退に及ぶであらうといふ意味のことを新聞記者に漏らしたと、新聞は報じておるのであります。これは私も予

算委員会において、あるいはその他の委員会において、しばしば吉田総理もしくは副総理に質問して参つたことと偶然にも符節を一致するものがある。私どもはこの記事を拝見したのでございませう。従つてこれらのことを考え合せますときに、もしこのような重大な事態が発生いたします場合には、内閣は国民の道義的な最高の責任者という立場からいたしまして、おのずからその進退を決しなければならぬことになるのではないかと、いうことは、国民のひとしく認めることであるのでございませう。その点について私は、緒方副総理の言う仮定の問題とはいひながら、きわめて政局の上において切迫した緒方副総理の言葉を承つて言ひますならば、実に切迫した問題に對して、かりに総理大臣を代理いたしましう緒方副総理に對しては、事態の見通し、そしてそれに対するところの対処、こいつたことにつきましても、責任ある立場において総理ともそれ／＼懇談をいたしておることではないかと、当然に私も考へておるもので、くどいようでありませうが、この点について重ねて副総理の見解、見通しなどを伺つておきたいと思つてあります。

○緒方国務大臣 お答えいたします。今御引用になりました新聞の記事、これは事柄もきわめて重大であります。かつまたその問題のさ中に立つておる佐藤幹事長が述べた話、それを新聞記事によつてお述べになったので、これは私それだけによつて私の感想を述べ批判を言うことは差控えたいと考えます。しかるに政府はそういう

場合に、今の新聞に出ていようなこ
とと同様に考えているかということに
つきましては、政府は政治上の責任、
国会に対する責任、国民に対する責任
ということは、常に最も真剣に考えて
おるところであります。従いまして政
府の進退は、いかなる場合にも国民の
納得の行くようにいたすつもりであり
ます。

○川島(金)委員 それでは重ねてしつ
こいようでありますがお尋ねいたしま
す。この事態の進展に伴いまして、
われ／＼左右両派社会党が協議の結
果、大抵予定といたしましては本日内
閣不信任案を上程する手続をとり、場合
によりますれば、二十二日の本会議に
これを上程するという予定になつてお
るのであります。この不信任案の内容
について申し上げることは、この場合
省略をいたしますけれども、この不
信任案がかりに本会議において改進黨
その他の同調が求められて成立するよ
うな場合が起つたといはしたとき
に、はたして内閣は解散か総辞職か
という問題が当然に起つて来るのでござ
います。その場合において内閣はい
かなる態度をもつてこれに臨むか。こ
の問題についても内閣は、政治家の立
場において、また責任ある内閣の立場
において、今後の情勢、あるいはその
情勢に基づく諸般の検討を続け
ておるのではないかと当然に私も思
いますので、その問題に対するところ
の内閣としての責任ある見通しと見
解をこの際重ねて聞いておきたいと思
うのであります。

○緒方国務大臣 今の政局の段階にお
きまして不信任案が通過するという場
合を政府として考えておりませんが、

もし今お述べになりましたように、不
信任案が通過する場合がありますな
らば、政府は自由に判断をいたして進
退をいたしたいと考えております。

○川島(金)委員 不信任案がかりに上
程をされまして可決されるような場合
がありまして、従来の情勢とは違ひ
まして、今度の不信任案が上程されま
すところの重大なる根拠、理由とい
うものは、いわゆる疑獄、汚職の問題が
中心であります。政治道義の問題、そ
れに関する政府の責任を追究すること
が、いわゆる不信任案の重大なる理由
となるであろうということは自明な事
柄であります。そうした場合におい
て、このような政府の重大なる責任上
の問題が発生いたしまして、しかも院
内において不信任案が成立をいたしま
す場合には、当然に内閣は総辞職す
べきであるということがわれ／＼には
当然に考えられるのであつて、解散と
いう問題はこれは問題でないといわれ
れば考えるのでございしますが、そうし
た場合において一休吉田内閣というも
のは、この不信任案が成立をいたしま
した場合には、解散か総辞職かというそ
の二途の一つを選ぶという考慮の余地
があると考えておるのかどうか、それ
についての重ねてのお答えを願いた
い。

○緒方国務大臣 予定されております
不信任案の内容については、今言うこ
とを控えると言われただけにどう
いう内容の不信任案であるか、私も
としてもわかりません。もしそれが汚
職に關係することであるといたします
ならば、政府といたしましては、まだ
汚職問題の全貌をつかんでいないので
ありまして、そのことにつきまして、政

府が不信任案通過のあかつきにどう進
退するかということは、政府の立場か
ら自由に判断をいたしたいつもりであ
ります。

○川島(金)委員 政府が当然に責任を
負うべき当面の政局に對し、政府がい
ささかの責任も感じておられぬかとい
ふ印象をもつて受取れるような答弁が
き印象をもつて受取れるような答弁が
たして参つております立場上、まこ
とに心から遺憾に思ふものでございま
す。この問題について論議をいたしま
すことは、お互いに仮定の問題だとい
う立場、名分のもとに水かけ論のよう
な形になりますので、一応とどめてお
きます。

そこでさらにこの際お伺いしておき
たいのは、緒方氏におかれましては、
保守新党の大構想を持たれておられま
して、これに對して先般積極的な働き
かけを行つたかのごとき印象をもつて
われ／＼は見えておるのであります。そ
の後保守新党の問題について、新聞紙
上から見ておられますと、ほとんど一頓
挫の状態にあるのでありますが、この
保守新党の問題について、その後にお
けるところの緒方さんの考え方、また
保守新党の進行の状況、これはきわめ
て政局にも重大な關係のある事柄でござ
いますので、この際一応さらに何つ
ておきたいと思ひます。

○緒方国務大臣 私が何か特殊の構想
を持つておるようにお話になりました
が、私ももちろん政局の将来、政党的
将来ということについて常に考えてお
ります。今保守新党と言われており
ますが、これは自由党として、天下に
は、党議としてこれを決定し、天下に

○川島(金)委員 保守新党の問題につ
きましては私はいささかの見解を持つ
ておりますので、その見解についてさ
らに副総理の見解をたしたいと思
うのであります。時間もあまりありま
せんので、法案に直接に關係のある問
題の質疑に移りたいと思ひます。

○中村(高)委員 閣下連して二十
分で緒方副総理は帰るそうですが、あ
と五分ありますので、きわめて重要問
題ですから……(発言する者あり)
○中村(高)委員 今川島君から質問が
ありましたが、これはまことに重大で
あつて、場合によつて、また木村長官
が変更されるというような場合が起き
るとたいへんである。これはとにかく
法務大臣がきのうのように警察關係か
らやめさせられるような例もあるの
ですから、時局の進展によつては、木村
大臣があるいは担当をおやめになるか
もしれぬのでありまして、これは重要
なんです。先ほど川島君も質問をし
ましたが、自由党の佐藤、池田両氏の逮捕
の問題について検察會議が開かれて、
それに対して大義法務大臣から、何か
慎重に取扱ひをせよということを検事
総長に伝達をされていることが伝えら

れておるのであります。これは一休
閣議でそういう方針をきめたのか、ある
いは大義法務大臣が、大臣としての個
人の責任でそういうことをやつてい
るのか。特に大義法務大臣はわざ／＼総
理にも意見を述べて、今度の佐藤、池田
両氏の逮捕について重要な會議を行つ
ていようでありまして、検事総長
に對して慎重にせよということ、一
休内閣の方針ですか。その点をはつき
りしていただきたいと思います。

○緒方国務大臣 私は今御引用になり
ました新聞紙を見ておりませんが、法
務大臣が、検事総長に對して、今回の
汚職の取調べを慎重にしろと、昨日あ
るいは一昨日特に申し入れたというこ
とは何も聞いておりません。

○中村(高)委員 副総理がそういう重
大なことを聞いておられぬということ
は、まことに納得することはできない
のであります。が、おそらくこの内閣
が倒れるかどうかかわからぬとい
うほどの重要な問題について、副総理が
知らぬというようなことはないと思
いますけれども、しかしそういう答弁で
ありますから、一応これはやむを得
ないといはしまして、一体ここまです
問題が展開をいたして参りました以上
は、法務大臣としてブレーキをかける
ような指揮監督をすべきものでは断じ
てないといわれ／＼は思ふのでありま
す。むしろこれは法務大臣としても問
題を徹底的に調べて、そして疑獄を決
するといふ重要な立場に立つておりま
すことは明らかであります。検察庁法
におきまして、検事総長を指揮監督
することのできる規定は確かにありま
すが、先ほど緒方さんの答弁によりま
すと、大義法務大臣が最近非常に多忙

であるから警察関係の任務を解いたんだということでありますけれども、さきにも、検査庁法によりますならば、法務大臣は直接何も一つの事件に關係してはいないのだから、事務に追われることはないと思う。人を検査することに対して事務なんぞをとるのが法務大臣の役目ではありません。これは法務大臣としては、ただ検事総長に対して最高の指揮監督をするだけであるのに、事務に追われて忙しいなどというところを見ると、これは一々逮捕についてせわしいのだということにならなければならぬのであります。これは、いまことに間違つた考えでございまして、事務に追われるなどというものは、事件が起きたために、法務大臣は一体なせ事務に追われているのか。それは警察庁法の精神にも反すると思うのであります。が、一体どんな事務に追われて警察関係をやめなければならぬのか、もう一度お尋ねいたします。

○緒方國務大臣 答えいたします。検査庁法に基いて法務大臣が常任べつたり検査を指揮監督しているというところは、今お話のように、もちろんございませぬ。今度法務大臣の國警担当を解除いたしましたことは、これは事務がふえた云々ということではなくて、今までの国会の実績を見ましても、法務大臣がその方に手をとられて、法務大臣の欠席によつて議事が滞滞している場合がたび／＼ありますので、この際これが重要な法案であると政府として考えておりますだけに、御審議を急いでいただく關係上法務大臣の國警担当を解いたばかりでございます。

たことについて、われ／＼は納得はできないのでありますけれども、さきにも前例もあるというふうなことをおつしやいました。確かにこれは前例はあるのであります。が、大体これは病氣であるとか、あるいは外国に旅行してつて、どうしても事務をとれないとかいうような場合は確かに副総理の言われるような前例がございまして、大臣の事務の変更はありましようが、今度の場合などは、犬養法務大臣は毎日国会に来ておられ、直接検査の指揮に關係しておられるわけでもなし、これはおそれ何か別の意味を含んだものとかかわれわれには解釈できないのです。別に病氣でもなければ、旅行してゐるわけでも何でもないものであります。に、こゝろに、警察法というものが委員会でもこゝろまで来ておられるに法務大臣をとりかえて、しかも出て来たのは労働大臣である。労働は警察に直接の關係も何もないのであつて、おそろくは、この前の労働立法のときに相当弾圧を加えてや成功したので、またあの例をとつて、そうして警察法を押しつけようというのである。これは小坂君を出したのかもしれない。あるいは犬養法務大臣が中にはさまつてしまつて、佐藤あるいは池田君の検査に対して板ばさみになつてどうにもならぬ実情であります。そこで、こゝろでそういう方面に専念をさして、場合によつたならば犬養大臣に圧迫を加える役目をやらせるんだと世間では見ておるのであります。与党の諸君はそうでないといつても、大体世間では全部そう見ておるのであります。今まで大臣をとりかえた前例があるとかいつておりますけれども、今度のような場合に、責任のある

大臣を簡単に變更させるというふうなことは私は異例だと思ひますけれども、どう思ひますか。

○緒方國務大臣 前に、現在の木村保安庁長官が法務總裁時代に行政管理局長官を兼ねておりました。国会中に行政管理局長官をはずした前例がございまして、これは別に珍しいことじやないものであります。今犬養法務大臣が困つておるとか圧迫するとかいふ／＼お話をありましたが、それは犬養法務大臣をかえるとかなんといふなら、そういう理論も通ると思ひます。けれども、犬養法務大臣が國警の担当をはずしたといふことにつきては、今お述べになりましたことは、どうも私の判断では當てはまらぬように思ひます。

○川島金三郎委員 議案に直接關係のありまする事柄について保安庁長官に若干のお尋ねをいたしたいと思ひます。この委員会ではもちろん、本会議その他の委員会でもしばしば問題になつた事柄でありますので、若干重複のきらいがあるかと思ひますけれども、私は、その問題について、少くも角度をかえた立場において大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。それは、今、ビキニ環礁において行われまして、水爆の試験を契機といたしまして、おそろく世界人類をあげて重大な問題として焦点とされておりまする事柄に關連することでございます。

私が申し上げるまでもなく、大臣もすでに御承知のことと思ひますが、原子力の科学的、無限的な發展は、遂に水爆を發明させ、しかもコバルト、リチウム等の爆弾に至りました。おもしろに目下実験をされ、あるいは科

学的な分析がされておるところでございますが、その実験と科学的推定に基いて發表されたところだけによりまして、一発のユバルト爆弾あるいは一粒のリチウム爆弾の破壊威力は、もはやわれ／＼人類が今まで考へておつたところの限界をはるかに越えた突に驚くべき破壊力を持つておるといふことは言うまでもございませぬ。ことに、先般のビキニ環礁において実験をされました一発の爆弾の破壊力、あるいは破壊力のみならず、いわゆるデス・アツシュ、死の灰と申されるもの人類に及ぼす脅威、これも人類未曾有空前の脅威であるといふことが今日判明をいたしましたのであります。このやうな驚くべき人類全体にとつての脅威とされる原爆の發展は、やがて来るべき戦争時においては、一瞬にしてある地域の文明と生物はことごとく消滅して去るであらうといふ、きわめて重大な、人類にとつて脅威的な發明がされたわけでありまして、このような脅威的な兵器が發明されました段階において、われ／＼が今日まで考へておりましたいかにわゆる國の獨立、平和、安全、こゝろの基本的な考え方、こゝろの防衛の処置、守る処置、こゝろの事柄についても基本的な考へをかえなければならぬのではないかと感じをわれ／＼はいたしたのでございませぬ。こゝろの意味において、この防衛二法案のねらうところは、言うまでもなくわが日本の平和、獨立、安全、さらに要すれば緊急事態の國內の擾亂に対処しようといふことであり、こゝろの法案ではございませぬけれども、一体、こゝろの法案に基くところのいわゆる再軍備をもつていたしまして、しかも世紀の

發明ともいわれ、人類最大の脅威とも感じられておりまする現前の水爆時代にあつて、なおかつわれ／＼が旧套依然として考へて参りましたところの國の防衛、一國の安全、一國の平和を守ることが出来るか。その基礎条件として、この種のような再軍備的な軍備によつてはたしてその目的が今日達成できるかといふ基本的な考へ方をいまなお長官は持つておられるかどうか、これについての基本的な考え方について、私は、この際明確にあなただけの見解を伺つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 答えいたします。原子爆弾、水素爆弾、あるいはコバルト爆弾等の發明によりまして、むしろ、世界が戦争の悲劇を再び繰返すやうなことがあるいはなくなるのじやないかと私は考へております。かような脅威的な兵器が使われるようになりますると、仰せのごとく、私は、おそろく人類の破壊を来すのではなからうか、恐るべきことであらうと思ひます。しかし、あるいはまた、兵器の進歩によりまして、かような脅威的な兵器に対抗する兵器ができぬとも限りませぬ。いかに電波兵器であります。かような水素爆弾、原子爆弾、あるいはコバルト爆弾は、爆弾それ自身が効力をそのまま發揮するのではなくして、これを運ぶべき航空機その他誘導兵器というものであつて初めて効果が發生するのでありますから、あるいはこれに対抗すべき電波兵器というものがまたできるかもしれません。しかしこれは將來のことでありまして、現段階においては、原子爆弾その他の脅威的な兵器がいずれかの形において使われ

ことでありますが、さようなことはおそれるなからうと私は想像いたしておるのであります。従いまして、将来の戦争のあり方は非常にかわつて来る。これは想像できるのであります。しかし原子爆弾その他もろゝの脅威的兵器が使われたからといって、私はそれ以前のいわゆる各種の争いが全部なくなるわけではなからうと考えております。つまりかような兵器を用いる以前における紛争というものが出て来る。いわゆる武力による直接侵略というものは、必ずしもこれによつてなくなるわけではなからうと考えております。現に数多の国においてさようなことがあるのであります。従いましてわれわれといたしましては、一國獨立國家たる以上は、さような兵器の使われる以前における外部的の侵略に対して対処し得るだけの力は講じなければならぬ。しからざれば獨立國家としての体をなさないのであります。従いましてわれわれといたしましては、国情の許す限りにおいて、さような國の攻撃に對処する手段として自衛隊を持つことが最も緊急なことと考えている次第でございます。

○川島(金)委員 私がこの基本的な問題を質問したい気持になつたのは、ほかでもなく、最近ビキニ環礁における水爆の実験がもたらした人類空前の脅威から、教訓を受けました世界の人たちはもちろんでございまして、が、ことに再軍備途上にあると見られております日本の國內の大衆の中に、それでなくとも再軍備よりも國民の生活だとかえ、また今日の世界的な戦力の規模等から勘案いたしました、何も無理を重ねてまでも、B29に對する

る竹やりにもおとるような軍備を必要としないうという意見もある。その上に、ビキニ環礁における水爆の実験がもたらした教訓に基きまして、今や國內の大衆の中に、さらに一層いわゆる再軍備反對の空氣が高まつて来たように感ずるのでございます。その再軍備反對の空氣が高まつて来た根拠といふものは、私が前段に申し上げましたごとく、人類空前の脅威的な兵器が發明されたときに、このようになつてけな軍備、しかもそれは日本の國民生活、經濟を脅威する上に立たなければ成り立たない軍備、こういった軍備をして、なおかつこの事態に、これで日本の平和、日本の真の意味の獨立、日本の真の意味の安全が保たれるものであるかどうかといふことは、もはや常識外であると深く感じたからにはかならないのである。その意味において私は長官にお尋ねいたしますが、長官も常に関係の一人として、あるいは責任ある政治家の一人として、ことにまたこういう防衛に關係のあるところの最高の責任者の立場といたしまして、すでに國民のこれらの問題に對する輿論、動向といふものを、詳細に知悉するだけの努力を払われておると私は想像をいたすのでございます。この想像に基きまして、ビキニ環礁の水爆実験以來の國內における軍備、國の安全、平和、獨立を守る問題に對して輿論も非常な變貌をもちたされておるのではないかと考へ方を私は持つておるのではありませんが、長官においては、ビキニ環礁における水爆実験以後急速にかわつております國民的輿論の動向をどのように洞察されておりますか、この機会に伺つておきたい。

○木村國務大臣 お答えいたします。まず申し上げたいのは、この威力ある原子爆弾、水素爆弾の發見によりまして、世界いづれの國におきましても、これがために軍備をゆるがせにしておる國は一つもないのであります。私前のある機会においても申し上げたのであります。イギリスのチャーチル首相も言つております。五四年度の新予算すなわち國防予算についての審議の際に言つたのであります。いづれの國においても多少は平和に向つておるが、この間においても防衛はゆるがせにすることはできないのである。この間においてわれわれもできる限り國の防衛力を補ふなければならぬのだ。従つて新予算はどうしても必要であるといつて、現にイギリスの國會の審議で予算が可決になつておるようなこととあります。かような脅威的の武器の發見によつて、いづれの國においても國防といふものをゆるがせにする國はありせん。従いましてわれわれといひまして、できる限りの力を尽して日本の外部からの侵略に對する防衛といふことをふだんから考へなくてはならぬ、これは私は國民も同感であらうと考へます。今ビキニにおける水素爆弾の実験によつて、國民の氣持が全部かわつたといふことを仰せであります。が、むろん日本の國民は、平和を愛することにおいて各國に劣るわけではありせん。むしろ私は、日本の國民は非常に平和を愛する國民であらうと思ふ。平和を愛するだけに、日本の平和を守るだけの手段はどこまでも尽す必要があるといふことは、國民も万々承知であらうと考へます。一部において國防は必要ないといふことをいう人

たちもあるようではありますが、私はこれは全部といふことはできぬと考へます。大多數の人はむしろ日本の平和と自由、獨立を守るために、ある程度の國防力を持たなくてはならぬといふことを考へておるのじやないか、こう考へております。

○川島(金)委員 長官の答弁は、少し苦しいところがあるように私は感ずるのである、私のようにならうとが申し上げるまでもなく、防衛力あるいは自衛力、その自衛力の点を考へてみましても、これは國と國との相對的な關係にあるものであらう、一國の自主的な經濟力だけのの上に立つて、今日の世界の軍備の實情から申し上げますれば、それだけで足りるものではない、少くとも相手方に、かりにいつこのだれがどうするといふことがないにいたしましても、世界の進歩いたしました自衛力の發動であるところの武力あるいは軍備、そういった兵器に對する相對的なもの備えといふものがこちらにもない限りは、それは完全な防衛態勢とはいへないのではないか、いわんや今回のごとく水爆が發見されあるいはわが國以外の諸國においては、若干の例外があるであらうが、わが國におけるいわゆる防衛武力、この立場から申し上げますれば、相手方の諸國においては何十倍、何百倍という保有をして、日本がこの小さな國、しかも乏しい貧しい國において、一ぺん平和を宣言いたしました。そして武力を一切放棄をいたしました日本において、ちよろ／＼と水のささやかに流れ出るような、ほんとうに文字通りささやかな備えをする、これがはたして世界的

な常識にのつとつた國の平和と安全を目的としたものであるか、それにふさわしいものであるかといふことは、きわめて重大な疑問が私はあるのであります。私の長官に問いたたいのは、一体そのようなことであつても日本の平和、日本の獨立と安全とが保たれるものであるといふ、この考へ方に立つておるのかどうか、その点を、くどいようであります。重ねて伺つておきたいと思ふ。

○木村國務大臣 お答えいたしました。まず申すまでもなく日本自体でもつて、ただいまのところ残念ながら完全な防衛力は持たないといふことは御承知の通りであります。そこでわれわれといたしましては、アメリカとの間に日米安全保障條約を結んで、アメリカの駐留軍と日本のたゞいまの保安隊、今御審議願つております將來における自衛隊と、お互いに手を組んで日本の安全を守り、これがすなわち極東の平和と安全に通じるといふことの構想のもとにやつてゐるわけでありま。日本が自力でもつて完全に日本の國を守るという態勢は、ただいまのところ残念ながらとることはできません。しかしアメリカの手によつてもやつかいはなつてゐるといふことは、われわれといたしてはこれは許すことのできない点であります。それから、日本の國力に應じて漸増して、やがて来るべきときに、日本が自力でもつて日本の國を守つて行くだけの態勢をとりた、こう考へてゐるわけでありま。

○川島(金)委員 それではさらに進んで角度をかえてお尋ねいたしたのでありますが、私はしるうとよくわかりませんが、日本は今の段階におい

では、まさにアメリカを中心とした自由主義諸国に立つておる。いわゆる自由主義陣営に立たされておる。その反対にソ連を中心とする反自由主義陣営というものがあつた。その日本の立場からいまして、かりに防衛の備えをいたそうとした場合には、言ふまでもなく日本の自力だけでは現段階では十分なことではない。従つてアメリカとの関係において、いわゆる日米安全保障条約あるいはMSA協定の段階を含めましての立場において、アメリカに依存いたしまして、日本の平和と安全を守らうという立場に今の吉田内閣は立つておるといふことも、まぎれもない事実でございます。そこで申し上げたいのでございませうが、一体日本がアメリカを中心とする自由主義諸国陣営に立つて、そのアメリカの勢力をたてていたしまして、できれば日本の平和と安全を保ちたいと吉田内閣は考へておるのであります。しかし、一体自由主義諸国陣営以外において、端的に言へばソ連あるいは中共あるいは北朝鮮、これらの諸国が日本に敵対し、日本に對していつの日か敵対的あるいは侵略的な態度をとるであろうという不安あるいはそういう脅威というものが現実であり、もしくは将来にあり、一体吉田内閣は考へておるのかどうか、この事柄もきわめて重要だと思ひますので、この機会に長官の見解をひとつあらためて聞いておきたい。

○木村国務大臣 いわゆるソ連圏に属する国から、日本に對して侵略行為が現実にあることを予想しておるかどうかという御質問であります。私は現段階においては、さうなことはない

とは考へておりますが、しかしこの情勢の変化によつて、何とぞどういふことがあるかもしれない、これは川島委員も御承知の通りであります。事の勃発というものは予測ができませんのであります。われわれの周辺における軍事情勢あるいは今日の配置を見まして、ききに、われわれの周辺に於ける軍事情勢からわが国を守るだけの防衛態勢を整えておく必要があると確信しておる次第であります。

○川島(金)委員 それではさらに進んでお尋ねいたしますが、一体アメリカを中心とする自由主義諸国陣営というものは、いわゆる平和的な立場を堅持するものであるが、それ以外のソ連を中心とする諸国においては、必ずしもそうでないという認識に吉田内閣は立つておるのかどうか、この点を伺いた

○木村国務大臣 ソ連も必ずしも戦いを好むものじやなからうと考へております。しかし、一体いまはわがやうなソス・オブ・パワーの上に立つて一応の平和が維持されているものと考へます。われわれはソ連がわがやうな世界赤化政策を放棄しない限りにおいては、どういふことがあるかもしれない、これは私は必ずしも考へていないところであり、日本の国としていたしまして、不時の用意のために防衛態勢をとることは当然であらうと考へます。

くおくといたしまして、今の長官の話を聞いておきますと、アメリカを中心とする自由主義諸国陣営、それに加わつておりさえすればこれは一方の安全地帯におるのだ、それ以外の国はどうも怪しい、端的に言へばそういう考へ方を、吉田内閣は、あるいはあなたも持つておるに受取つたのでございませう。そこでさらに進んでお伺いいたすのでありますが、一体世界における、あるいはアジアにおける日本の位置というものが、アメリカにとつては、もちろんソ連にとつても戦略的な重要性と申しますか、こいつた問題に對しては一体長官はどのように考へておられますか。具体的に申し上げませうば、アメリカはもとより日本のこの地勢というものの、この位置というものをきわめて重要に考へておる、戦略的にも同様に考へておるようでありませうが、ソ連も、あるいはソ連の諸国も日本の地位というものを戦略的にきわめて重要なものと考へておるのかどうか、この点についての調査の結果を説明しますが、その辺の調査の結果を説明し

てもらいたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。ソビエトはどう考へておるかばかりはせんが、われわれはソビエトにとつても日本は重要な地点であらうと考へておるとは想像いたします。

○川島(金)委員 長官が率直にさういふことを答へられたのであります。日本がアメリカからもきわめて戦略的に重要な立場にあるという認識の上に日本を扱つておる。またこれに反しましてソ連もまたアジアにおけるところの日本の位置というものを、あるいは日本の一切の総合的な力、こいつたもの

に對しても、戦略的にも、きわめて重要な日本であると思へておる。そうすると、アメリカとソ連が同様に日本に對するところの重要性を認識しているといふことになれば、かりにソ連が日本に對して直接侵略を、長官が心配されておるに、したといふことを假定いたしましたときに、そこにいかなる世界的な事態が起るかといふことは想像にかたくなないと私は考へるのであります。これを端的に申し上げますれば、かりにもしソ連もしくはソ連を中心とした諸勢力が日本に直接侵略を敢行したような場合があつたといひますれば、アメリカにとつても日本が戦略的にきわめて重要な位置でありませうし、ソ連にとつてももちろん日本が戦略的に重要な位置であるとするならば、ソ連が日本に直接侵略を敢行した場合に、アメリカは日本の重要性にかんがみましてその全力を上げるであらう、また日本の戦略性を認識するソ連も、直接侵略した以上はその全力をあげるであらうといふことも想像にかたくなないのであります。そうした場合に、日本という戦場に巻き込まれた国が、一体いかなる事態になるかといふこともこれまた想像に絶えたものが起るのではないかと感じが私にはいたすのでございませうけれども、その辺の事柄について長官はどのような御認識でおりますかを承つておきたい。

○木村国務大臣 お答えいたします。ソ連はどういふ出方をするかばかりはせんが、さうな場合があつては日本を破壊に陥れる危険があるから、ふだんから用意をしてさうなことはない

○川島(金)委員 さうなことがあつては、こゝからまた長官も仮定のことでございませうから、しつこく言うのはございませうが、さうなことがあつたと仮定した日本の立場に立つてわれわれが考へてみたときに、日本の今の国力、今の経済力、それからまた世界の兵器に關するところの諸情勢の一変、こいつた総合的な考へ方に立つたときに、一体これから——何もなかつた日本、しかも経済的にも世界的にきわめて劣る日本、この日本がその仮定の上ではあつても侵略を受けるであらうといふことに對抗する、すなわち防衛する、こいつた防衛力というもののを全うする、いわゆるほんとうの防衛力を持つといふことはきわめて重大なことであり、しかもそれは今日の日本の状況においては、不可能ではないといつても、きわめて困難であるとは斷言できると思ふのでございませう。そのような実情にある日本が、これからわが子供が歩くやうなかつかうで再軍備するかのごとく、せざるかのときあまいない、いわゆる弱体な武力を持つて、それがソ連の脅威に對してあるであらうといふ考へ方を持つておるものであります。そのやうなことで、しかもなおかつあるであらうところの侵略に對して防衛ができるのだと一体根本的にあなたは考へてお

られるのかどうか、その点はいかがでございましょうか。

○木村国務大臣 お答えいたします。

ただいま川島委員のお説をお伺いしておると、日本はさような小さい防衛力を持つて何にもならぬじやないかというように受取れるのであります。そうするとソビエトがかりに進駐して来た場合には、日本が手をあげてもよろしいというように受取れるのであります。われ／＼といたしましてはいずれの国の侵略たるを問わず、これに對しては防衛をしなければならぬ。しかし日本は独力でもつて国の安全と平和を守るだけの力はたゞいまあり得ない。従つて日米の間に相互安全保障条約を締結して、アメリカの駐留軍と日本の部隊と互いに手を取り合つて、この安全と平和を保つて行こう、しかしいづれかの時期においては日本も国力を回復して自力でやつて行かなければならぬ。それには国民が緊要一番せひとも国力を回復して、さような時の早からんことを期さなければならぬ、こゝう私は考へておる次第であります。

○川島(金)委員 今長官はちよつとおかしなことを申されたようであります。が、私の尋ねております事柄をさらに進めて参ります。先ほどちよつと私はお尋ねをする端緒に入つたのであります。が、アメリカにとつても、ソ連にとりましても日本はアジアの中におるところの立場として、両国にとつて戦略的にもきわめて重要な位置にある、そういう認識に両国は立つておる。そこでかりにソ連が、あるいはソ連勢力が強力な力をもつて日本に直接侵略を行つた場合に、当然日本にはアメリカとの防衛協定があります。従つてアメリカ

がこれに相呼応するということも想像にかたくないことは言うまでもございせん。そういう場合に、アメリカの強力な兵力と、ソ連の強力な兵力とが日本の国土の中において正面衝突をいたしたというような事態があつたとわれわれが仮定いたしましたときに、一体日本が劣弱な兵力だけを持つておつて、しかもそれで日本の安全と平和を守るに足りるだけの防衛力を發揮できるものかどうか。われ／＼はそういうことに重大な疑問を持つておりますと同時に、もう一つは、アメリカとソ連が日本の国土において正面衝突をいたした場合において、日本ははかなる事態になつてしまふか、こういうことを考へてみたいのであります。そういうことを考へたときに、日本がわずかながらの兵力程度を持つておつて、しかもそれで日本の平和と安全を保つことができると考へておるといふことは、当然そこには非常に重大な疑義があるのではないかと。私はその事柄を深く考へておる一人でありまして、そういう場合が起つたときに一体日本はどのようなことになるか。かりにアメリカにおいて、あるいはソ連において、ただちに爆弾を使つておいたとしても、想像に絶する状態に置かれるといふことはあり得るのであります。しかもその上に爆弾などがどちらかの国において使用されるという段階に至りますれば、日本の状態がいかなることになるかといふことも想像に余りある事柄になるのではないかと思ふのであります。そういう立場において、はたして日本がそれでもなおかつ軍備にあらざるがごとく、軍備のごとき、いすれともとれるような、いわゆる吉田内閣

の軍備を進めるといふことは、それだけの価値があるものか、値打があるものかどうか、そういう事柄について国民のすいぶん多くは非常な疑問を懷は持つておりますので、さらに重ねてその点についての長官の見解を尋ねておきたい。

○木村国務大臣 お答えいたします。が、ただいまお話を承つておりますと、外部からの侵略行為があつた場合に、日本がこれに立ち向へば日本が戦場のちまたになるから、もう手をあげて侵入を迎えろというように聞える。われ／＼といたしましては、せひとも日本の安全と独立を守りたいという考へを持つておるのであります。そこでわれ／＼といたしましては、アメリカ駐留軍と手を合せて日本の防衛をして行こう、この防衛をすることによつて、日本に對する外部からの侵略を防げるのだ、またさような危険も未然に防ぎ得るとわれ／＼は考へて、せひともアメリカと手を握つて日本の防衛力の漸増をやらう、こういう考へのもとに今計画を進めておるわけでありま

最近においては積極的に話合いが進んでおるような兆候を呈しておる。その事柄がただちに、今日、明日に成立を遂げるとはわれ／＼は必ずしも見てはおられませんけれども、とにかくにも世界の力を代表するところの米ソ間において、話合いで何とか世界の平和、世界の秩序というものを保つて行こうではないかという考へ方にかわつて来ておるといふことだけは、われ／＼は認めておるのであります。長官の考へ方はどうであるかわかりませんが、情勢の分析の上に立つておるわけでありま。従つて日本の現状においてい軍備を急がぬでも、世界の情勢といふものが話合いのもとに平和を保ち、軍備を縮少し、新たな世界の秩序と安全をお互いに保つて行こうではないかという今日の段階をまずわれわれは頭に置いてかかるべきではないかと思ふ。そういう場合に一体だれが日本に直接侵略するのであらうか、そして日本に直接侵略するならば、その影響のもとたるところは必ず世界大戦に入るであらうといふこと、これもまた想像にかたくないのであります。何となれば、先ほど来長官も認めておられますように、日本が世界の中心であつて、ことにアジアの中にあつて米ソ兩陣營からきわめて重大な戦略的な位置にあるという認識があり、たしますならば、もし不幸にして一方の国が何らかのきつかけで日本に直接侵略をするようなことがあれば、それがきわめて重大な段階に入るのはもちろんである。しかしそういうばかげたことを今日はソ連といへども考へておらずに、アメリカと話合いの上で何ら

かの平和を求めて行こうではないかという方向に向つて来ておるのではないかと、こういう考へ方の基礎において考へたときに、日本のような貧乏の極に達しておるところの経済の底の浅い国が、好んで軍備を進めて行く必要がどこにあるかといふことを、相當疑問にせざるを得ない立場にわれ／＼はあるので、そういうことをよく尋ねるのではありません。一体このような世界情勢に對して長官はどのような考へ方、ことにソ連が平和を求めるといふ問題に對してどういふ認識を持たれておるかを事のついでに承つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 世界各國がむしろ軍備全撤廃、こういう時期の一日も早く来らんことを私はこゝろがうのであります。さういふにして漸次世界の全人類が平和な生活を営み得れば、これは人類のまつたの理想であります。しかしこれは至難と申してもよからうかと思ふのであります。ことにソビエトのことを今お話になりましたが、ソビエトは決して軍備を縮小しておりません。われ／＼の見たところでは、拡張こそすれ縮小はしておりません。しかしマレンコフ政権以後において、国内政治の必要上国民生活向上のために力を尽しておる。しこうして一面においていゆる平和攻勢をやつておる、これは事実であります。しかしソ連自体が軍備撤廃はおろか、縮小も何もやつていないといふことが現実の状態であります。アメリカも御承知の通りニュー・ルック戦略といふものを考へておるのであります。いわゆる作戦の方法をかえておるといふだけのことでありまして、これを軍備の縮小とは見る

べきものではないと私は考えております。これも先ほど申しましたバラン・オブ・パワーの思想から来ておるのだらうと思ひます。このもとにおいて一時平和がもたらされておるのではなからうか、この平均がくずれたときにどういふ事態が発生するか、予測は私ではできぬと思ふ。そこで日本といひまして、不時の侵略に對してはどこまでもこれを防衛して行かなければならない。それでなくしては日本の独立もなく、安全もなく、自由もないのであります。従つてわれ／＼といひましては、国力の許す限りにおいて自衛力を漸増し、アメリカの駐留軍と手を携へて日本の國を守つて行くということが、現段階において最も妥當な方法と考へておるのであります。しかしわれ／＼といひましては、どこまでも全人類の平和を祈願いたします。世界の各國がごとく軍備を撤廃して、そうしてほんとうに平和な生活のできる時期の一日も早く來らんことをこゝねがつておる次第であります。

○稻村委員長 午前の會議はこの程度にいたし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時五十六分開議

○稻村委員長 休憩前に引続きまして會議を開きます。

質疑を続行いたします。下川儀太郎君。

○下川委員 昨日保留になりました保安庁の直轄工事につきましてもう一度質問いたします。

最初、きのうお尋ねしたのは、保安庁の直轄工事が百万円以上のが相當あり

ります。總額約二十二億ほどありますが、これは建設省の設置法三条のうち二十六号の中で、いろ／＼とこの工事について規定されております。それらによりまして、「國費の支弁に属する建物の營繕」それは郵政事業特別會計及び簡易生命保險及び郵便年金特別會計に属する現業關係の建物、あるいは受刑者を使用して実施する刑務所の營繕あるいは学校の復旧整備、それらの營繕はこれを認めております。それから保安庁の特殊な建物の營繕、これは一件百万円以下のものは認めておりますけれども、その他は全然除外しております。しかるにこの保安庁直轄工事で百万円以上の工事が相當数あります。これはどういふ法令の根據に基いてやつたのか、その点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 お答えを申し上げます。下川委員のお示しになりましたように、建設省設置法には今お説上げになりましたような規定があるわけでありまして、ちよつと御注意までに申し上げておきますが、百万円以下と申しますのは、修繕で百万円以下のものであります。これは各省を通じて建設省の所管外で、「保安庁の特殊な建物の營繕」は「百万円」といふ言葉にかかつておりません。保安庁の特殊な建物の營繕といふのは、お説みになつた郵便年金でありますとか、学校の復旧工事でありますとか、刑務所の囚人を使つてやりますそれと同じように根元からはずれております。この点をちよつと申し上げます。今下川委員のお説になりましたような建設省の營繕に關する事項の規定がありまして、またこれに對応いたしまして保安庁法の第六條

第三号に「所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、營舎、演習場等の施設を設け、及び管理すること」といふ規定があります。この「庁舎、營舎」云々につきましては、これはちよつと特殊であります。条文の趣旨におきましては、これとまったく同趣旨のもので各省の設置法にございまして、そこで下川委員の御指摘になりました条文と、この条文とをどういふふうに見るかという問題になつて参ります。結論から申し上げますと、両方とも権限があるのじやないか、實際は營繕統一という考へ方から、普通の官庁におけるものは建設省において一括して百万円以上のものはできるだけ工事をしたというところは御承知の通りであります。ただやや大きな工事を持つております。たとえば文部省あるいは厚生省あるいはそれ以外のやや現業に属しますところの官庁、こういうようなものにおきましては、各省にございまして、保安庁においては十分建設省と実行上相談をいたしまして、どういふ部分を保安庁がやり、どういふ部分を建設省にお願ひいたすかというのをやつております。二十八年度におきましてどういふことを保安庁がやつておるかとお申しますれば、大体は学校及び病院のうちでやや大規模なもの、従ひまして特殊な關係がそこに多うございまして、あるいは弾薬庫、燃料庫、それから營舎などで地方の建設分がございまして、地理的にもそのあります場所です。

ぐにできるというふうなものにおいて保安庁がやる。それ以外については建設省がやるというふうなことでやつてゐるわけでありまして。

○下川委員 そうするとあなたの方の御見解は、今御説明になつた点でこれは法令と何らさしつかえないというところでございましてか。

○石原(周)政府委員 何らさしつかえありません。

○下川委員 そうすると營繕關係以外にいろ／＼道路關係その他土木工事等があります。この關係はどのように考へておられますか。

○石原(周)政府委員 土木の關係につきましては、先ほどお説みになりました建設省の条文は國費の支弁に属する建物の營繕とございまして、營繕の統一は建設省で先ほど申し上げましたような境界におきましてやつております。が、そういう土木につきましてはこれは各省がおの／＼自分のところにあります部分をやつております。従ひまして保安庁の方は保安庁が全部やつておまして、これは建設省にお願ひしております。

○下川委員 そうするとこの建設省の設置法に、たとえば土木工事等は触れないといふことであります。あるいはまた百万円以上のものはやつてはいいけないことになつてゐる。これは土木工事もそうございましてよろしいけれども、土木工事はこういう建設省の設置法の法令に何ら触れなくても保安庁自身でやつてもいいといふことになつてゐるのであります。

○石原(周)政府委員 ちよつと申し上げておきますが、先ほどお説みになりました建設省の設置法の条文は、建設省營繕局に關連いたす部分でございまして、従ひまして營繕の關係におきましては、今申し上げましたような建設省が相當幅の広い権限を持ち、条文上は各省もまたこれといささか重複するよう規定を持つております。その具体的なわけ方は關議なりあるいは各省の相談でやつてゐる、こういうことであります。それに対して土木の方は、これは一般の公共事業に属しますところの土木は、これは御承知のように建設省でやつております。しかしながら保安庁のやります仕事で、土木の仕事に属しますものは、先ほど申し上げました直接必要な庁舎、營舎、演習場等の施設を設けしといふことだけでございまして、これ一本で眺め切るわけではございません。建設省の方がそういう土木の方の仕事にあらざる保安庁ローパーの仕事につきましては何ら権限を持つていないといふことであります。

○下川委員 そうすると保安庁自身の直轄工事は、これは土木關係には権限を持つておらないといふことに認定していいわけですね。

○石原(周)政府委員 建設省の方がそういうような権限を持つていない。保安庁の方は今申し上げましたような条文中で當然自分の仕事をいたす権限があるといふことであります。

○下川委員 そうなつて來ると、この直轄工事は何らこの建設省の法令には触れておらないと認定していいわけではございましてか。

○石原(周)政府委員 差上げました直轄工事の資料は、保安庁が本来全面的にその権限を持つております土木の仕事、それから營繕工事につきまして

は、先ほど申し上げましたような趣旨におきまして建設省と仕事の分界をきめまして、この部分は保安庁でいたす、この部分は建設省にお願いをいたす、こういう相談をいたしてきめまして保安庁に属します部分、その両方の数字が着上げました直轄工事の内訳でございます。

○下川委員 この件は建設省当局と両方来ていただいでよく調査しなければ判定できないと思います。

そこで次に問題になつて来るのは、これはきのうも私はお話し上げたのですが、この直轄工事の中で非常に神わざでなければできないような一日にして二百三十万の工事が竣工されてゐる。あるいはまた短日月においてこの工事ができている。こういうことはわれわれの一般常識で考えても想像できないことである。しかも昨日いただいたこの直轄工事の資料ときよういただきました直轄工事の資料を比較して参りますと、一夜にしてこの数字が全然書きかえられてゐる。しかも四十一箇所書きかえられてゐる。これはあまりにおかしい。きのうまではこれはもう歴然とした事実として、いわゆる公文書にひとしい、こういうものをもちつて、そうしてあなたの方に追究した。そうすると一夜にして今度は、きよういただいた直轄工事の資料は四十一箇所いろいろと訂正されてゐる。こういう具体的な事実を見ますと、われわれは一体保安庁の建設工事なんというものは何をやってるんだというように以上疑問を持つわけでありまして、これを具体的に申し上げますと、たとえばお手元にあると思いますが、中央建設部の横須賀の油槽移設工事

事、これが三千二百二十三万五千円、これが二十九年の二月五日から二十九年の三月三十一日、約五十四日間でこれが建設されてゐる。三千二百二十三万の膨大な工事がわずか二箇月足らずで建設されてゐる。あるいはまた保安大学の官舎が三百一十六万八千八百円、これが二十八年の九月十五日から十一月の三十日、約四十四日間で建設されてゐる。あるいはまたその次の越中島の統幕庁舎、これが四百五十五万、これは二十九年二月十八日から三月三十一日、これも四十一日間。このようにこの期日を見ても参りますと非常に短日月にできてゐる。もちろん突貫工事をするとはいへるが、しかしこれははたしだいになりまして、きのうも申し上げましたが、たとえば練馬の診療所の増設工事が二百十三万で二十八年七月十八日から七月十八日、わずか一日でできてゐる。あるいはまた練馬の踏切工事はわずか二十七万でありまして、これが一日でできてゐる。あるいはまた青森の汚水排水工事、これが百五十五万、これは二十八年六月十三日から二十八年六月三十日、わずか十七日間でできてゐる。あるいはまた相馬原の浴場の工事が二百三十万、これが二十九年の一月五日から一月十日まで、わずか五日間で二百三十万の工事ができてゐる。あるいはまた福島県道路改修工事、この二百四十万の工事が二十九年の二月二十三日から三月三十一日、わずか十八日間でできてゐる。このように具体的な数字が出ております。まづたく御わざで、こういうことは常識上われわれは考えられない。これをきのう私は強く追究したのです。

どうしてこんなわずかな日数でできるのか。一日でできるような工事はどんなところで、一日でどんな宿舎ができたのだ。あるいは三月、四月かかるという宿舎とか、あるいはまた庁舎等がわずかに四十日とか、二十日間できてゐる。これは一体どういう科学的な操作でできたのか、そういうのをわれわれ内閣委員一同そろつて見学したくなる。こういう一つの資料を見て参りますと、ほとんどこれはでたらめなんです、それをきのう追究したのであります。そうするときようになつてこの数字が皆さんに渡つた。この直轄工事の資料をよく検討してみますと、四十一箇所、これが矯正されてゐる。これが一つや二つだと一応これはミスプリントだといふ言い訳も立つてしまふ。しかし四十一箇所も一夜にしてこの数字を改めて来るなんて、これははなはだしからぬと思つてゐる。きのう出したこの資料をわれわれはまともな考へて、そうしてあなたに質問した。しかも内閣委員会において私がこの資料を要求したのは三月の半ばころであります。今日まで約一箇月たつてゐる。一箇月たつてゐる間にこれは当然完全な資料が出せるはずだ。それを今日まで一箇月延ばしておいて、そして今度は、その中にそういう不純な箇所をわれわれが見出して追究すると、一夜にしてこれがかつて来ておる。私はそういう議員を小ばかにしたような、なめてかかつたような態度ははなはだしからぬと思つてゐる。私はミスプリントといふことも、それはあるいは三日、四日でつくられたそういう資料ならば、これは納得できる。しかし要求してから約一箇月間、十分

日数を与えてある。与えてある日数の中でそういうミスをやることは私はあり得ないと思う。指摘されて初めてそれを讀んで、その数字はこれはちよつと時間的にできないじやないかという考へ方で訂正したというふうには私は考へる。それに対する明確な説明を願ひたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 答へ申し上げ参ります。ただいま下川委員の御指摘に相なりましたように、本日お配りをいたしました資料は非常にたくさんの方所におきまして修正をいたしてあります。これはその理由を申し上げますが、非常に御誤解を申上げます。こういうような工事の進行状況を毎月一体どういふふうな中央が把握しておるかという点から申し上げ参ります。これは私どもの方にはこの直轄工事と、それから別にお配りしております建設省に委託してありますものと厚い表があります。その両方に工事がわかれてあります。これにつきましましては私どもの保安隊の直轄の仕事について申し上げます。これは地方建設部というものがございまして地方建設部が実際に施工の責任に當る、その内訳はこの裏にありますが通りであります。地方におきましては別に建設省に委託をしております方につきましましては、これはおの／＼建設省に地建がございまして、そこに官給があつて、そこで仕事をします。これがまた建設省を通じて月報をこちらへ届ける、その月報を受けまして、私どもの方で一つの帳簿をつくつて、それから抜き書きをいたしまして、写して差上げたものであります。ただ毎月向うから送つて参ります月報、こ

れに誤謬訂正が参ります。私どもの方の部内におきまして誤謬訂正の状況が不十分でございましてために、三月分の月報が来ましてからその前の誤謬の十分な訂正ができておりませんので、私どもが写しました原簿におきまして、まだ十分な誤謬訂正の結果が出ていないという点が一点、それからもう一つはたくさんの方所を写してあります間に誤記をいたしまして、これはまさにミスそのものであります。最初に申し上げましたようなことがあつたのでありますから、これも十分事務が不行き届きな点はおわび申し上げなければなりません。そういうようなこととありましてために、御指摘のようになつて、まことに申訳ないと思つております。十分今後気を付けたと思ひます。御指摘のありました各箇所の工事につきまして、今すぐにお答へをいたすだけの準備をいたしておりませんが、ただ一つこの訂正後におきまして即日と申しますか、工程が一日である御指摘になりましたもののうちにございまして第一地方建設部の踏切り工事二十七万八千円、十月の八日でありまして、これは練馬の部隊の中にございまして私鉄がございまして、その踏切り部分が部隊の内部にあります。それがこわれまして、これは東武鉄道と思ひますが、東武鉄道との間の契約で、直しますときには向うが工事をいたす、その資料を部隊側で提供するということになつております。この契約をいたしますには前の日に現場を見せまして、これは金額が小さいものでありますからそのような見積り書によると

ので、その場合の借料、それから施設を人から借りたりしますものがあり、すので、そういう場合の施設の借料、そういうものがございまして、そういうものがここに載つておるわけでもございまして、従いまして、人件費そのものは、この直轄の中で部隊施工の分には載つていないということを御承知願いたいと思ひます。一例といたしまして、富士敷地造成の百三十三万一千円という工事が一番最初に部隊直轄工事の中に載つておりますが、これはガソリン代が百十万八千円でありまして、それから潤滑油が四万三千円、それからあとは電気資材の借料が三万円、そのほかは雑材料費、こういうことになつておりまして、内訳は今申し上げたようなものであるというふうに御了承願いたいと思ひます。

○下川委員 そうすると、この五十六万の直轄工事の部隊の経費の中には隊員の人員費は全然載つておらない、こう解釈してよろしいわけですね。

○石原(周)委員 さうであります。

○下川委員 これも今後監察部の慎重な調査を要求いたします。もう一つは、保安庁の東京病院に關してでありまして、これが約七億の予算をとつておる。そうしてそのうち三億五千万円がすでに契約済みなのであります。この三億五千万円のきめられたこの契約がこの直轄工事の中に載つておらない。同時にまたそれに対する調査費あるいは設計費等々も全然この中に載つておらないように見受けられますが、この点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 お答えを申し上げます。これは、設計の方を保安庁の責任にいたしまして、工事の方は建設

省でやつております。そこで保安庁の方として設計の金が行つてゐるわけでありまして、これは工事の事務費に相なりますので、差上げてありますものに、事務費が入つておるわけから、従いまして、差上げたものの中に入つていないわけでありまして。

○下川委員 それをひとつ数字その他を明細に御説明願ひたい。

○石原(周)政府委員 お答えを申し上げます。今委託工事、すなわち建設省の方へ委託をいたしました方の数字につきましては、ちよつと調べて申し上げますが、こちら側の設計自身がどうなつておるかというのを申し上げますと、これは工事費の大体一割というところを見まして四百九十九万八千円、これが設計を担当いたしました山田守という建築事務所がおりますが、そこに委託しておりますので、そこに對する委託費になつております。これは設計だけでございまして、それからその後の施工の方は、先ほど申し上げましたように、建設省がこれを行ひまして、これに對しまして保安庁側といはしましては工事の施行に關します旅費その他事務費、それをわれ／＼の方から建設省の方に出すことになつております。

○下川委員 そうするとこの三億五千万のいわゆる最近契約された数字はどこに載つておりますか、参考までに御開きしておきます。

○石原(周)政府委員 お手元に差上げてあります二十八年度委託工事契約一覽表という方の十二ページに三億というのがございまして、その三億地区の二番目の欄、A地区第一回(病院)建築、三億四千六百七十万円、これが三億五

千万円と大ざつぱに申しております。これは建築だけの方でございまして、設備以下につきましては今後の入札になります。

○下川委員 そうするとこの建設關係に關するいわゆる設計でありまして、これは建設省に當然建築を委託してある以上は、もちろんこれは建設省でできることなんです。それがどういふわけで民間側に委託されたのでございましょうか。

○石原(周)政府委員 これを民間に委託いたしました理由は、東京中央病院というのが五百床の施設を持つております。これは相当大きいものであります。しかもこの三億地区と申しますのは都市計画の關係がございまして、建物の高さを制限せられております。そういういたしますと、ある建物の高さの制限のもとにおきまして、若干保安庁としての特殊な要求もあるものでありますから、それがある高さの中に取めるといふことに相なりますと、五百床というベッド数になりますと、な／＼むずかしい問題であります。従いましてこれは建設省あるいは保安庁自身にも建築の専門家を持つておりますが、病院建築というものは、またそういう大きなものになりますと、一つの特長性を持つておりますので、いろ／＼考えました結果民間のものに委託をした方がいいのではないかと、これは大きさはやや小さいのであります、よけいなこととありますが、厚生省が厚生年金病院というのを建てておりますが、あれもやはり民間に委託をして設計をしてもらつたというふうな承知をしております。

○下川委員 これは私は答弁にならぬ

と思う。少くとも日本の建設省でございまして、その中には當然あらゆる技術人あるいはあらゆる科学的な操作によつてつづいた設計ができると思はう。それがあなたのおつしやるような理由でこれを民間に委託したといふことは、これははなはだしくからぬと思はう。しかも表面上四百九十九万八千円という設計委託費になつておりますけれども、これが事実かどうかというところも私は問題になつて来ると思はう。これは當然建設省に一括委託すべきものであります。それが今あなたがおつしやつたような原因で民間に委託したといふことになつて参りますと、これは建設省それ自体の威信にかかわつて来る。現に私建設省のいろ／＼な方々に会つたのですが、こういうことは実にけしからぬと言つておる、ですから理由にならぬ理由でもつて民間側にこれを委託するといふこと、そこにやはり大きな疑惑を持たれるので、やはり一本で行くべきではないか、それを何ら關係のない民間人に委託するといふこと自身が私は非常な間違ひだと思はう。もちろんあなたがおつしやるような理由があるかもしれないけれども、一応従来

の工事というものは建設省關係と連関をとつてやつておるので、これだけは建設省に委託すべきである。先般の造船計画のときに、いろ／＼な設計士のないために民間の方に頼んだといふことはわかるけれども、こういう建築物は常識的には建設省でできることなんです。病院だつてそうであります。それをわざ／＼建設省を省いて民間側に委託したといふこと、ここにやはり大きな疑惑を皆さんに持たれる。私のところにもいろ／＼な投書が来ておる、

あるいはまた建設省の役人も非常に憤慨しておる人もある。そういう一例が、単にこれはいわゆる病院の問題でなくして、いろ／＼な問題にまで私は発展して来ると思はう。この建設關係のいわゆる建設省の委託と直轄工事との二つをいろ／＼と今後監察あるいは検査院等々の嚴重な審査を願つた場合において、一体どういふようなものが出て来るか非常に疑問に感じておる、こういう小さなことからさういふ問題が発生して来るのであります。もう一歩明確に建設省が信頼できないからやつたのだ、何がゆゑに建設省を省いて民間にやらなければいけないか、その確実な根拠をもう一べんひとつ述べていただきたい。

○石原(周)政府委員 委託をいたしました理由は先ほど申し上げたところでございまして、これを委託を決定いたしましたまでの間におきまして、また委託をいたしましたから具体的な設計を審査をする過程におきまして、常に建設省とは密接な連絡をとりまして、建設省といはしましてはもういふ程度の規模のものになりますと、それはちよつと特殊なものに相なるという判断であります。これは建設省の責任者をお呼びくださつても同じようなことを答えるかと思はう。現に私もこの委員会をしばらくやつておつたのであります、その席上に建設省の代表者は終始参つておられて、どういふように参画しておつたのであります。申し上げておきますが、同時に北海道と福岡におきまして二百床、三百床の病院をやつております。この方は、その程度のものでありますれば非常に専門

あるいはまた建設省の役人も非常に憤慨しておる人もある。そういう一例が、単にこれはいわゆる病院の問題でなくして、いろ／＼な問題にまで私は発展して来ると思はう。この建設關係のいわゆる建設省の委託と直轄工事との二つをいろ／＼と今後監察あるいは検査院等々の嚴重な審査を願つた場合において、一体どういふようなものが出て来るか非常に疑問に感じておる、こういう小さなことからさういふ問題が発生して来るのであります。もう一歩明確に建設省が信頼できないからやつたのだ、何がゆゑに建設省を省いて民間にやらなければいけないか、その確実な根拠をもう一べんひとつ述べていただきたい。

○石原(周)政府委員 委託をいたしました理由は先ほど申し上げたところでございまして、これを委託を決定いたしましたまでの間におきまして、また委託をいたしましたから具体的な設計を審査をする過程におきまして、常に建設省とは密接な連絡をとりまして、建設省といはしましてはもういふ程度の規模のものになりますと、それはちよつと特殊なものに相なるという判断であります。これは建設省の責任者をお呼びくださつても同じようなことを答えるかと思はう。現に私もこの委員会をしばらくやつておつたのであります、その席上に建設省の代表者は終始参つておられて、どういふように参画しておつたのであります。申し上げておきますが、同時に北海道と福岡におきまして二百床、三百床の病院をやつております。この方は、その程度のものでありますれば非常に専門

あるいはまた建設省の役人も非常に憤慨しておる人もある。そういう一例が、単にこれはいわゆる病院の問題でなくして、いろ／＼な問題にまで私は発展して来ると思はう。この建設關係のいわゆる建設省の委託と直轄工事との二つをいろ／＼と今後監察あるいは検査院等々の嚴重な審査を願つた場合において、一体どういふようなものが出て来るか非常に疑問に感じておる、こういう小さなことからさういふ問題が発生して来るのであります。もう一歩明確に建設省が信頼できないからやつたのだ、何がゆゑに建設省を省いて民間にやらなければいけないか、その確実な根拠をもう一べんひとつ述べていただきたい。

的な技能を必要としないものでありますから、これは内部でやつております。従いましてその程度の規模の病院でございませう、これは建設省でもあるいはできるかもしれませう、実は私どもの方でもやつておるわけでありませう。ただある建物の高さの制限、そういうようなむずかしい制限のもとにおきまして五百床の病院を十分に運営できるというところに相なりますと――これは一体二百床と四、五百床とだけ違うのだというところはある限と思ひますが、そのところは相なる界に参ると非常にむずかしい問題が出て参る。そういう点につきましては建設省とも十分に相談いたしました上で、これはやはりどこかよその知恵にたよつた方がいいのじやないかということをやつております。

ついでに申し上げておきますが、先ほど申し上げたように、設計委託費は約一〇、建設省に設計と工事の施工と両方委託します場合には、旅費事務費合せまして二・三％というものが大体事務費の率になつております。設計と別にやりやりました場合にどうなるかというところにつきましては、今後の場合におきまして相談をするわけでありませう。大体一〇に非常に近いとええ。〇・八とか九とかいうことに相なつております。従いましてこの具体的な金額の問題におきましても、両者の間におきましてはほとんど違ひがないのじやないかというふうに考えます。

○下川委員 私が開いたところによりますと相当違つております。もちろんこれは建設省の責任者とあなたの方と御相談なさつたかも知れない。しかしやはり責任者同士というものは往々に

して政治的な配慮がそこに出て来る。私の聞いたのはいわゆる建設省の技術人でありませうが、技術人自身はそう言つておらない、建設省でできるのだ、それをどうして民間側に渡したと言つておる、しかも今日の設計料等々の問題を比較しても、建設省の方が非常に安くできるのじやないかというのとまで言われておる。今手元に数字を持ちませうが、しかしそういう形が建設省自身の技術人から言われておるということになると、やはり私たちが責任者々々と言われますが、そこには往々にして技術人でなくして、いわゆる政治的な配慮を持つた人々がいつも立ち会つて相談をする、そこにまた大きな疑惑が出て来るのであります。従いましてあなたはその見解に立つたかも知れませんが、これからいへばやはり建設省関係の技術人も呼び、十分調査の結果これをやらないと、やはり対外的には大きな疑惑を持つと私は思ひます。

それともう一つ、特別の工事は保安庁の直轄でできるということになつておる。しかしこれを見ると、委託工事の中に弾薬庫とかあるいはまた火薬庫とか、そういう今後武器、兵器等を貯蔵するようなものほとんどが建設省関係の委託工事の中に入つておる。そうして特別につくらなければならぬ工事というものは直轄工事の中に入つておらない、これはどういう考えですか。

○石原(周)政府委員 先ほど申し上げました営舎、キャンプ、これは建設部の所在地の分におきましては大体こちら側でやつております。それ以外につ

きましては、建設省側にお願ひをいたすという大體の原則を立てております。ただこれは向うとこちらの両方の人間の能力なり、そういう関係もございませうので、必ずしもそれで百パーセント割切つておりませんが、そういう趣旨であります。そのうち営舎の建築を建設省にお願ひいたします場合に、営舎に付属いたしまして弾薬庫がある、あるいは燃料庫がある、こういうものにつきましては建設省と一緒にお願いをいたしてあります。独立の弾薬庫、衣料庫につきましては、これはこちら側がもつぱらやるということになつております。

○下川委員 そこで木村長官にお伺ひをいたしますが、火薬庫あるいは弾薬庫、そういうものが一括して建設省の方で委託建築をされております。そうしますと一番重要に関連して来るのは、今後MSAの援助等々によつてアメリカから武器が貸与される、そうすると勢い各地に弾薬庫あるいは武器の倉庫等ができて来る。結局この火薬庫をつくる、あるいは武器の倉庫をつくる場合、われわれは国会でいろいろと予算の審議をしなければならぬ。そういう場合に、そこに入れられる武器あるいは弾薬がもしアメリカの手によつた武器あるいは弾薬であつた場合においては、その倉庫あるいは火薬庫等々をつくる予算関係の審議すらも――どこそこの町に、どこそこの兵舎の中にこれ／＼こういうものを建設する、弾薬庫を建設する、火薬庫を建設する、ということは明確に予算の審議の中でされて来るわけである。そうするとわれわれはその問題を論議することすらも、もしその中に入れられるものがM

SAによつて与えられた武器あるいは弾薬であつた場合には、当然秘密保護法にひつかつて来る。工事する請負師も、あるいは審議する国会議員も秘密保護法にひつかつて来る。今後この武器、弾薬の倉庫を建設する、あるいは建設省の工事、あるいはその請負をする人、あるいは国会でその予算を審議する場合、そういうものと関連して長官は秘密保護法をどのように適用するのか、その点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。アメリカから供与を受けた武器そのものが全部秘密保護法の対象になるものではないのであります。われわれの想像するところによりますと、そのうちのごく一小部分であると考えます。従いまして今お示しの武器あるいは弾薬庫に入れるようなものは、おそらく秘密保護法の対象とならないものが大部分であらう。秘密保護法の対象となるものについてはそれが明らかに秘密保護法の対象となるものである、秘密に属するものであるということと十分外部にわかるように表示いたしますから、決して一般人に迷惑をかけるようなことは起らないと私は考えております。

○下川委員 しかし秘密になるようなものが入れられる倉庫をつくる場合、大體その場所それ自体が秘密に属して来ると私は思ひます。対象にならないものならいいけれども、対象になるものが来て、そうしてその倉庫をつくるあるいは貯蔵するものをつくるという場合、これはそれ自身がねらわれるという一つの観点に立つならば、その場所、倉庫それ自体がやはり秘密とい

う言葉で守られるかもしれない。そうなると思ひます。数字もまた持つて来れないし、そういうことが今後あり得ると私は思ふのだが、その点はいかがですか。

○木村国務大臣 お答えいたします。かりに秘密の武器を取寄する場所でありまして、その場所をどこに置くかというところは秘密にいたしません。そこに入つておるものが秘密であるということだけは明らかにいたすわけであります。今お話のようなことはないと考えております。

○下川委員 そうするとその場所あるいは倉庫をつくる場合においても、これは絶対に秘密保護法には触れないと解釈していいわけですか。

○木村国務大臣 今申し上げました通り、その場所を秘密にするわけではなく。秘密のものをを入れる場合においても、そこに秘密のものが入つておるといふことはわかるようにする、こう申すのであります。

○下川委員 そうすると武器そのものが秘密であつて、場所あるいは倉庫等は秘密保護法に触れない、かように解釈していいわけですか。

○木村国務大臣 さうであります。

○下川委員 この辺にして、あとは検査院あるいはまた監察部の調査にお願ひして、一応きようはこれで保留いたしておきます。

○辻(政)委員 ただいまの質問に関連いたしまして簡単に承ります。この表によりますと、越中島の統幕庁舎が四百五十五万で四十日間で完成しております。しかもそれが三月三十一日に完成することになっておりますが、

統幕の庁舎の予算は二十八年度に計上されておつたのかどうか、それを承りたい。

○石原(周)政府委員 ここに統幕という言葉が書いてございますのは、これはでき上りました場合の予定だといふうにござんを願いたいと思ひます。統幕ができても、現在非常に手振でございす。これは辻委員は御承知であらうと思ひますが、事務所のスペースといふは、今一人一坪にならないのであります。従ひまして統幕ができまして場合に非常にきつくな中を差繰りましてこの部分に充てなければならぬと考へておりましたのが、ここに申しましたときに統幕という言葉が入つたといふことに御了解を願ひたい。それから短い期間でできたのではないかという点につきましては、これは私どもの方の元の商船大学の、木造建物であらうと思ひますが、焼けたものがございまして、そこに全部基礎が残つております。その基礎の上に建てましたので、基礎工事を必要としない。従ひまして非常に早くこれができまして、現在すでに建つております。もう大部前から使つております。

○辻(政)委員 ただいま意外なことをお答えになりました。事務をしてゐる人の数に比較して庁舎が非常に狭い。北海道のあの辺に於ける古い庁舎に勤務してゐる保安隊員の不自由さと、東京に住んでおられて机の上で仕事をなさつてゐるあなたの方の不自由さを比較してござんないか。どつちが優先的にやらなければならないのか。ただいまの言葉は不謹慎です。私は長い間軍隊におりましたが、第一線は非常

に悪いバラツクの中でやつてゐるの、中央部の職員は極力自衛して行かなければならぬはず。あなたの方、昔の古い馬小屋を改造して馬と同様の生活をさせておきなから、東京における事務機構が不便である、そういう頭でおられたら大間違ひです。ただいまの下川委員の話を聞いておるといろいろ疑惑が多い。これはこの席上における数字のこまかしではきかないわけでありす。われ／＼は他日機会を求め、この工事の現場を見せたい。たゞたいといふことをつけ加えておきます。

○稲村委員 なお委員長から保安庁当局に要求いたしますが、下川委員並びに辻委員の発言は事きわめて重要なものでありますから、資料訂正に関する理由を明瞭にした資料を本委員会に御提出を願ひます。
次に川島金次君。

○川島(金)委員 午前中に引續いて長官にお尋ねを申し上げます。元来私も、必ずしも非武装、無抵抗主義を主張するものではありませんが、しかし今の政府のやつておられますのを見ておりますと、どうもわれわれ国民には納得しかねる点が多いので、お尋ねいたしておるわけでありす。ことに世界の現実の情勢と、さらにまた世界各國における現段階の高度に発達をいたしました軍備、この世界的な規模の中にあつて、さらにまた前段に申し上げました世界情勢の現実を見て、はたして日本に外部から来る直接侵略に対抗しなければならぬ有力なかつ強力な軍備を、今日の情勢に即応して必要かどうか。こういう問題もわれわ

れは非常に研究の余地があると思へておるものであります。但しさればといつて共産主義のいわゆる武装蜂起を目途としたします間接侵略、この問題については長官ならずといへども、われわれもまたきわめて重大な関心を持つことは言うまでもございせん。従つて私もこの間接侵略に対する国内の治安の機構を適正に固めるという事柄自体に對しましては異議を持つておるものではございせんが、さればといつて直接侵略に對抗する軍備が現実において必要であるかどうか。それからまたかりに軍備を持つても、世界的な軍備の規模のもとにおいて、ことに午前中繰返し／＼申し上げましたいわけの人類未踏の、しかも最高水準の兵器として發明されております今日において、そのような段階のもとで、日本の劣弱な経済力の中で、その条件のもとにおいてつくり上げられる軍備が、はたして日本の真の意味における平和と独立と安全を保つ目的を達成し得るかどうかという点において、きわめて重大な疑問を國民の大多數は持つておるのではないかと申すのであります。そこで結論としてお伺ひいたしますが、直接侵略に対する防衛の問題について私どもも異議はございせん。しかし直接侵略という問題に對して、それはどれ／＼は今日の段階において深い関心を國民とともに持たなければならぬのか、そういう実情というものが、あるいは根拠が、今日の段階において、また近い将来においてもあるという見通しを持つておるのかどうか。これはきわめて基本的な軍備に對する重要な問題でございすので、あらためて重ねてこの点長官の

見解を承つておきたいと思ひます。

○木村(國)大臣 水爆、原爆ができたからといつて、世界各國がこの国においても防備をゆるがせにする国は一つもないのであります。独立国家である以上は、いずれの国たるを問はず、みずからの手によつて、みずからの国を守るという体制を整へんとしつゝあることは現状の示す通りであります。わが国におきまして、もとよりふだんから外部の不法侵略に對処すべき体制を整へることは、独立国家として当然であります。しかば今ただちにどうから外部侵略のおそれがあるかと申しますと、具体的にいつどこからあるといふことは申すことはできませんが、われ／＼は終始国際情勢並びにわが国周辺の軍事配置その他を研究いたしまして、わが国の防衛体制を整へる必要があるかと考へて、自衛隊等を創設したいと考へておるわけでありす。

○川島(金)委員 先般の本委員会の公聴會に、公述人として出席されました元中將の遠藤三郎氏の公述を聞いておりますと、遠藤氏はこういうことを言つております。これは私も午前中に若干触れたのであります。もし日本が直接侵略をかりに受けた場合、この直接侵略は米國を中心とする自由陣營ではなく、反対側の、すなわち露骨に言へばソ連その他こういう國の直接侵略のことですが、こういう國が直接侵略をいたしました場合に、現実においては日本は日米防衛協定を結んで、現にアメリカの駐留軍が国内に数箇箇所にわたるところの基地を持つておる。こういうところに直接侵略があつたとすれば、もはや日本は全國くまなく戦場のちま

たになる、そういうことであつて、かりに少しくらいの軍備をいたしまして、も、そういう事態が起つたとすれば、もはや日本の自力をもつては、とうていいかんともいたし方ないことはもちろんでありますけれども、日本の国土は米ソ兩國の戦力の衝突によつて蹂躪され、そして結局において、端的にいへば、日本がいずれの側に立つてしまふ。そして平和も独立もあつたものではない実情にやむなく置かれてしまふであらう。従つてなまじつかな軍備を持つといふことは、逆に日本の平和と安全を求めるといふ理想に遠ざかる。かえつて逆に他國の侵略を誘発するおそれが十分にあるから、この際日本はなまじつかな軍備をせずして、このままにあつた方がむしろ日本の平和と安全を保つゆゑのものではないか。こう多年の戦略の経験者でありました遠藤元中將はさうと断つて言つておるものであります。こういう多年の経験者の言つておられます意見について、さだめし長官は直接か間接かに聞いたりあるいは見たりしておるのではなからうかと思ひますが、この種遠藤元中將の主張しておるような意見に對して、長官はどのような見解を持たれておりますか。この点を承つておきたいと思ひます。

○木村(國)大臣 遠藤某中將の公述は、私は聞きませんが、ただいまのお話によりますと、私は遠藤某中將の言ふことは、はなはだ不可思議と考へるものであります。日本がアメリカ駐留軍と手を合せて日本の防衛に當つておることとが——ソビエトと遠藤元中將は言つたさうであります。刺激するとか

んとかいうことはとんでもないことであります。これはむしろそれによつて外部からの侵略を防ぐ一つの手段であります。われ／＼は戦争をするためにやるのではない。戦争を防止するためにアメリカ駐留軍と日本の国を守つて行こうとするのであります。これがあつてからわれ／＼は外部からの侵略がないと考へております。これをはずせば、ただちに外部からの侵略が来るものとわれ／＼は見なければならぬ。遠藤元中將がそういうことを言われれば、結局アメリカ駐留軍も撤退しろ、日本の保安隊もやめろ、自衛隊を置くこともいらぬということになる。そうするとどうなるか、必ずや外部からの侵略があつて、日本の平和と独立と自由とは蹂躪されてしまう結果になると思ふ。そういうことがあつてはいかぬから、われ／＼は何とかして防衛体制を整へる。防衛体制を整へることによつて、むしろ外部の侵略を防ぎ、結局戦争を防止する手段になると思ふのであります。遠藤元中將の言うことには私は絶対に反対であります。

○川島(金)委員 遠藤元中將は、多年の経験者といひましては、きわめて割切つた、むしろわれ／＼から見れば意外に感ずるほど割切つた考へ方を持つております。いづれ長官は参考のために委員会公聴会の議事録などをお読みになつてしるべきではないかと思ふのであります。

そこで伺いますが、長官は、日本の独立と平和、そして安全を保つためには、絶対にいゆる防衛軍備が必要だ、こういう考へ方であることは明らかであります。そこでしからば伺ひたいしますが、日本の安全と独立と平

和とを守り得る防衛力というものは、必ずそれが軍備であり、しかも戦力を持たざるものでなければ、その目的を達成するに足るだけの防衛力ではないと考へるのであります。その点はいかがでございますか。たとえばその戦力なくしても、あるいは防衛の力があつても軍備ではないという見解が立つ場合もあるかどうか、その辺の見解について一べん伺つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。日本が完全にみずからの手によつて守り得るような大きな実力部隊、繰返し申しますと、アメリカ駐留軍にかわるような実力部隊を持つていふことになれば、これは戦力に至るものとわれわれは考へざるを得ない。さうな場合にはもちろん憲法を改正すべきであらうと考へております。しかるに今の程度においてアメリカ駐留軍と手を合せて行くようなものであれば、私はまだ戦力に至るものではない、こう考へております。

○川島(金)委員 長官は、日本の戦力をもつて他国の侵略に対して防衛のできるようなものであるならば、それは十分の戦力であり、いゆる憲法において禁止されておる軍備だ、こう言うのであります。しからば伺ひたいしますけれども、はたして日本が独力で他国の侵略に対して防衛できるという条件の整つた防衛力というものは、一体陸海空を通じてどのくらいの規模になつたときをもつて、はたして独力もつて他国の侵略に対抗のできる軍備だと言われるのか、その点のことを明確にこの際示してもらひたい。

○木村國務大臣 それはそのとき／＼の情勢いかんによるのであります。嚴格に具体的に、どこまでの程度になれば戦力に至るかといふことは、今申し上げることはできません。

○川島(金)委員 情勢によつてということではございませうけれども、たとえば今の世界情勢の段階、今の世界におけるところの高度兵器の発明された現代、そして今日の世界各國が持つておりますところの軍備力、こういったものを基礎として考へた場合に、しからば日本が独力で他国の侵略を受けとめるに足るだけの軍備といふものはどのくらいであるか。将来のことはいさ知らず、現段階の世界情勢下においての日本における独力の防衛力といふものは、どの程度の見通しであるか、それを伺つておきたい。

○木村國務大臣 その問題は具体的に数字をあげて申し上げることはできません。要するに戦力に至るかどうかといふことは、裏を返せば安保条約に規定されております外部に攻撃的脅威を感じしめるような実力、またわれわれが常に言うように、近代戦を有効的に遂行して行く力、こういうことをわれ／＼は考へておるのであります。今の程度においては、決して外国に対して攻撃的脅威を感じしめるような実力ではありませぬから、戦力に至らぬ、こういうのであります。

○川島(金)委員 長官に申し上げますが、いやくとも日本が日本自體の防衛を必要とする建前のもとにおいて、この種防衛二法案が提案され、しかもそれに伴う予算が衆参両院を通過いたしましたこと成立しておるのですが、その予算というものは全國民の負担であります。従つてこの種問題について、当面のことはこれであるけれども、将来のことはわからないといふことであつては、必ずしも國民の了承するところではないと思ふ。少くとも政府が日本の安全と平和とを目的としたしむるために、現実においては経済力との総合的観点に立つて、今日においてはこの程度の防衛力を持つ、しかし明三十年、三十二年、三十二年と年代を経た将来においては、日本はどのくらいの防衛力を持つべきか。むしろアメリカ駐留軍といへども永久に日本に駐留するはずはないと思ふ。またできるだけ早くこういうものは帰つてもらひたいといふのは國民感情であります。従つて政府においては、國民とともに必要なる再軍備を強行して行くという底意であるといひますれば、國民に常に納得の行く方針を示し、あるいは計画といふものを示して審議に當らせるといふことが、民主政治の常道でなければならぬと思ふのであります。私の聞くところによりますれば、議會において、あるいは國民の代表たるわれ／＼があらゆる機会において、政府の防衛上の問題についてのいゆる長期的な計画、その長期的な計画がなければ、最小短期間でもよろしいが、その計画があつてしかるべきではないかといふことについて、政府に質問をし、あるいは要求をしておるにかかわらず、それに對する具体的な答弁といふものは、私は寡聞でありますけれども、いまだかつて聞いたことがない。このような態度といふものは、民主政治家として絶対にとらざるべきであり、そのようなことであつては、政府の一つの方針に對して國民全体の心からなる情熱を傾けた

ところの協力を得るということ、これはまた断じて不可能であらうと私は考へておるのであります。そこで私もが屢次要求をして来たのであります。一體政府においては、そういう計画を持たずして國民に審議させることがいかに考へるか、あるいはまた政府は何かの計画を今日持つておるのか、あるいは持つておるけれども、その発表の段階でないのか。あるいはアメリカにある程度の計画を漏らしたけれども、国内におきましてはその漏らすことをはばかなければならぬといふような何らかの理由といふものがあるのか、その辺のいきさつをこの際ひとつ重ねて伺ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。御質問の要旨は、政府は長期計画を立てておるのか、立てておるのかかわらずこれを示さないのであるかといふやうに受取られるのであります。もちろん長期計画は立てられれば立てるに越したことはないと思ひます。しかしわれ／＼も研究しております。しかし一國の長期防衛計画を立てるにつきましては、あらゆる観点から総合して研究を進めなければならぬ、たとえて申しますと、人員の点、経済力の点、輸送の点あるいは兵器の進歩の点、兵器の製造能力、あらゆる観点から総合してこれら計画を立てるべきであらうと考へておるのであります。しかしこれは容易に立ち得るものではないといふことはしばしば申し上げた通りであります。しかも私が常に考へるものは、國際情勢はもとよりであります。兵器の進歩は著しいのであります。われわれ電波兵器の進歩について非常な関心を寄せておるのであります。

これらによつて将来長期計画の様相が
かわつて来るのではないかと思つてお
ります。今なまじつか確定的のものを
立てて、国民を迷わすようなことがあ
つてはいけません。従いまして計画は
われ／＼研究すべきであり、それが、そ
ういふものを確定的なものとして国民
に示すという事は、私はどうかと考
えております。よつて政府といたしま
しては二十九年度においてさしあたり
これだけのものを漸増するのであり、
三十年度においてはどれくらいか、めど
を立てるかということとたゞいま研究
しております。それともいふゆるる
家の財政計画とマツチさせて、しかも
御承知の通り財政計画というものはな
かなか立たぬのであります。従いまし
て確定的な長期計画は、研究はしてお
りますが、まだ十分に立つまでは至
つていない、こう申し上げるよりいた
し方ありません。

○川島(金)委員 これは私がある方面
で調べた資料であります、保安庁長
官は当面の最小の計画範囲だけでも、
可能ならば、陸上二十一萬、艦艇十四
萬五千トン、航空機一千四百機、これ
が保安庁長官としてぎり／＼の最小限
度の当面の計画であるという事柄を、当
初予算の編成事前の當時においては、強
くこの種の計画を持つておつた。そう
いうことをわれ／＼は——これは私の
調査によつてある筋からわかつたので
ありますが、はたして保安庁長官は当
面このようなのを最小／＼の必
要限度であるという考え方でおられる
かどうか、その点をお聞きいたします
と同時に、さらに可能なれば明年あた
りこの程度のものでつくりたいという何
らかの方針があるのかどうか、この点

について伺つておきたいと思つので
す。

○木村國務大臣 お答えいたします。
今お示しになりましたような計画は、
私の案として何人にも示した事実はあ
りません。ただ私は、日本の財政力、
国情が許す限りにおいては漸増をして
行くべきであると考えております。そ
の漸増をどの程度にとどめるべきかと
いうことは、なか／＼容易ならぬ問題
であります。あらゆる角度から研究し
なくちやならぬと私は考えておりま
す。ただ三十年度においてどれくらい
のめどを置いてやるべきかということ
の一応の案は今研究しております。け
れども、これとても御承知の通り、日
本の現在の実情から申しますと、財
政面において特にわれ／＼は考慮を払
わなければならぬ点がありますから、
確定的な計画というものはまだなか
か容易に立ちにくいということを申し
上げておきたいと存じます。

○川島(金)委員 これは変なもの聞
き方ですが、若干気がかりであ
りますので、ついでに聞いておきま
す、先般繰返して申し上げております
ビキニ環礁における水爆の実験によつ
て、その人類に与へますところの破壊
力、被害の甚大なることが公にされま
した事柄からいたしまして、保安庁に
今日働いております隊員あるいは職
員、こうした人々の中に保安隊という
もの、日本の自衛隊というものに對し
ていささかの動揺を来しておる、こ
ういふ向きがあるという話を私はある方
面から聞いておるのでありますが、は
たしてそういうことがあるのかどう
か。あるいはこれは私の想像でありま
すが、そのような事柄が判明いたしま

して、日本の現状におけるところの自
衛力の条件を比較いたしましたとき
に、さだめしきという心境上の動揺、
確信に對する動揺、そういうものを
起す人必ずしもないではないかと私
自身も想像いたしましたような次第であ
りますが、それについて何らかの事情を
聞いておきますれば、この際長官から
承つておきたい。

○木村國務大臣 ただいまのお話のビ
キニの原子爆弾の成果によつて日本の
保安隊員に動揺を来しておるかどう
か、さういふ動揺を来した事実はござ
いません。

○川島(金)委員 これは私の聞き及ん
だことでありますので、真偽のほどを
一応伺つておきたいと思つたので尋
ねたのであります。そこでさらに伺ひ
いたしますが、保安隊員に對しまし
てそれ／＼訓練はいたしますが、さ
らに学科などもやつておるのではない
かと思ひます。保安隊員に對しまし
ては一面隊員であると同時に、りつぱ
な国民でなければならぬという立場も
つての教育もされておるのではない
かと想像いたしますのでありますが、その場
合に保安隊員に對して学科講習の際
に、公民として当然持つべき憲法など
に對する問題等に対しては保安隊員に
教育をされておるか、その点は
いかがでありますか。

○木村國務大臣 御承知の通り保安隊
員は訓練にいたしてゐるなか／＼勉強を
するひまがないのであります。しかし
中には篤志の者もありまして、新制高
等学校の資格だけはとりたいたいとい
う希望者が相当数あります。これは
各部隊地方の団体の協力を得まして、
新制高等學校程度の学科を修得、夜学

にやつておる者は相当数あると聞いて
おります。これらの教育は全部外部に
まかしておるのであります。隊内にお
いては、むしろ各方面からいへば、な
点において人間としての修養はさせて
おるのであります。また學校におき
まして、ことに保安隊員におきまして
は憲法の講習なんかはむしろやらして
おります。従いまして一般市民として
の教養は十分身につく得ることとわれ
われは考えておるのであります。

○川島(金)委員 今の長官のお話によ
ると、一部においては保安隊内におい
て憲法の講習などもいたしておるとい
うお話であります。しかし、その場
合におけるいふゆる憲法、問題の第九
条の点などについてはいかなる理論と
いかなる解釈をもちまして教育をされ
ておりますか、その点において知つて
おりますればこの際明らかにしたい
でございます。

○木村國務大臣 お答えいたします。
長官は教授の内容には触れておりませ
ん。教授の教えるところにまかせてお
ります。どういふ解釈をしておるか、
それは私は存じません。

○川島(金)委員 それでは増原次長に
お尋ねいたしますが、次長は多分その
方のことについて若干の——若干ど
ろではない、責任を持つておられると
思ふのですが、憲法の講習をいたしま
す場合に、その講習がどういふ形にお
いて行われておるか、その点について
御承知ならば承つておきたい。

○増原政府委員 ただいま長官から申
しましたように、憲法の講習の内容に
ついてどういふふうな教え方をしてお
るか、私のところではつまびらかに
いたしていません。

○川島(金)委員 もちろんこの種学
科、ことに學問については、自由が最
も尊重されなければならないと思つた
のであります。従つてかりに憲法の講
義を隊内において行ひます場合にお
きまして、その憲法を担当いたします
する教授といひますか講師に對して、
政府みずから憲法解釈について左右
をするといふことは絶対に避くべきだ
と思ふのであります。従つてこの平和
憲法に對する講義の仕方というものは、
政府がその講義をする者に対し
て、いやくも考え方について干渉な
どがあるようなことであつては、憲法
の純粋な意味におけるところの講義で
はないと私は思ふのであります。私の
聞いたところによりますれば、何らか
政府がこれに對して重大な関心を持つ
ておるようになさへ伝えられておる
ので、この際尋ねたわけでございます
。そこで私はさういふことがあるか
ないかは、またいずれかの機会に調べ
ておいていただいて伺ひたいと思つ
てにいたしました。さらに伺ひたい
いたすのであります。一体この憲
法の全体というもののについて、言うま
でもなく各委員会や本会議等で今日ま
で繰返して同僚議員から質問されてお
りますので、あえて私が蛇足を加えよ
うとするわけではございませんが、何
か政府はことさらに第九條に抵触する
いふゆる再軍備を、現実の問題として
國民に押しつけて来る本心は、憲法第
九條に抵触するといふおそれがあるこ
とを十分に承知しながら、しかも言を
設けてこれを回避しながら、現実にお
いては國民並びに憲法の欲せざる軍備
を、驚天に、巧妙に、しかも老翁に現
実を積み重ねて行くといふ方針である

ようにわれ／＼は受取つておるのでございませう。本来の憲法の純粋な解釈から申し上げますれば、今日の段階におけるところの政府のやつておられますいわれる防衛の事態というものは、憲法の第九條に違反することが明らかでございませう。にもかかわらず、政府はこの現実を無視しながら、しかも言を左右にして現実の事態を強引につくり上げて行く、こういうことであつては私にはならないと思ふ。かりにわれ／＼は再軍備には反対の立場を明確に持つておるものでございませうけれども、国民の一部には軍備に賛成をしておる者がある。従つてかりに政府が再軍備を行うといふことは、少くもい

わゆるわが国に築き上げられた民主的な立場、そして民主的憲法のもとにおいて民主的にこれを押し進めて行く、こういう立場をとらなければならぬ。端的に言うならば、明らかに政府は軍備を強行したいという意図がありまふ。まず国民に問う、い

わゆる憲法改正を国民に問うて、しかる後に正々堂々と軍備をやる意図があれば、それをやるといふことが、すなわち民主内閣、民主政治家のとするべき当然の態度ではないかと思ふにもかかわらず、政府は現実の問題に、明らかに困難な問題には取組もうとすることを回避して、そして老倉なやり方で軍備を漸次に巧妙に押し進めて行くこととするような意図が、明らかにわれ／＼にはくみとれるのであります。が、このようなことで、はたして長官は厳然たる確信を持つておるのかどうか、憲法に対していささかの背反の点もないという風に厳然たる確信を持つてやつておられるのかどうか、その点についてこの際さらに私も承つておきたいと思ふ。

○木村国務大臣 私には確信を持つてやつて行くつもりであります。今の程度のものであれば、決して憲法の第九條第二項の戦力に至らず、いわゆる憲法の範囲内であると確信いたします。これ以上のもの、いわゆる戦力に至るものを持つておれば、もちろん憲法を改正してやるべきであらうと私は確信しておる次第であります。

○川島(金)委員 この質問もまたのれんに神押しみたいなことになるのであらうと思ふのでありますが、一体憲法を改正しなければならぬということになる限度といふものはどの辺にあるか。これは国民のほんとうに聞きたいところであり、ことにわれ／＼が最も関心を持つて政府の所信を聞いておきたいところでありまふ。なか／＼この問題について政府は明確な答弁、責任ある回答といふものを国民の前に示しておりまふが、この憲法を改正しなければならぬところのい

いはまだ実力はそこまで行きませんから、憲法を改正する必要はないと、こう確信しております。

○川島(金)委員 そういう抽象的な、近代戦を遂行する能力、あるいはまた外国から見て日本が侵略をするであろうという脅威を持つて足る戦力、これはきわめて抽象的で、われ／＼にはよくわかりません。もつと私は責任ある政府として、そういう問題はきわめて重大な事柄でありますので、この際もつと明確に責任ある立場において国民の前に明らかにする必要があるかと思ひますので、必要なことであらうかと、重ねて尋ねておきたいと思ふ。

○木村国務大臣 しば／＼申し上げましたように、具体的に数字をあげて申しかねます。さうに私は抽象的に申すよりはかに道がないのであります。これがいかぬとするならば、国会において十分御審議を願つて、憲法違反なら、憲法違反であるから予算は認められないといふことにならうと私はこう考えております。

○川島(金)委員 今同僚からの連絡によりまふと、長官は参議院の方に呼ばれておるようですが、私の質問はまだ三時間くらいあるので、委員長の議事の運営について伺ひをいたしたいと思ふ。(やれ／＼と呼ぶ者あり)何時まで長官はおるのか。

○稲村委員長 四時半までよろしい。

○川島(金)委員 この問題は先般の委員会でも、他の同僚から若干伺つた点であります。が、例の問題になつておる艦艇の貸与のことでありまふ。四月七日の読売新聞紙上によりまふと、すでに艦艇貸借協定、これはもちろん試案でありまふが、案文が九条明確に

具体的に掲げられて報道されておりますけれども、この読売新聞に出ました九条の案文が、いわゆる今後協定されるであろうところの艦艇の貸借協定の具体的な案文であるかどうか。これも私は読んだのでありますが、あの報道の記事が具体的なものであるかどうか、この点についてまず伺つておきたい。

○木村国務大臣 読売新聞に出ております記事のような協定はまだできておりません。今折衝中でありまふ。これはどういふ形であるか、しきりに今検討しております。

○川島(金)委員 最近新聞等の報道するところによりまふと、突はなかなかこの艦艇協定が思うように進んでおらない。しかも場合によりまふと、ことにどんな艦艇が何隻貸与されるかといふことも、なか／＼急速にはめどがつきかねる実情にあるので、そこで政府は目下国会開会中のことであるので、かりにできるとすれば、艦艇の種類とか隻数などはさしおいて、いわゆる貸借協定の原文だけではとつて協定をしておきたい、そしていづれかの日において現実において艦艇の種類とか隻数がきまつたときにさらに協定の中に貸入をいたしまして協定を完結せしめる、こういう一つの便法もあるではないか、こういう考え方で話も進んでおるといふことが伝えられておるのであります。その点のいきさつはいかなることになつておりますか、お尋ねいたします。

○木村国務大臣 ただいま川島委員にいい便法を教わりましたことに私はありがたいと思ひますが、実はこの隻数についてはただいま交渉中であります。私はこれは近くきまるものではないか、こう考えております。

○川島(金)委員 それではお尋ねいたしますが、その艦艇の政府が期待いたしております種類あるいは隻数、総トン数、そういったものはどのくらいのことをご期待しておるのか、この際聞いておきたいと思ふ。

これは一般職の公務員につきましての人事院規則の一四一七というのがございますが、それと同じようなことを現在の保安庁法の施行令でもきめております。今後自衛隊法が成立をいたしますれば、施行規則においてきめるつもりでございます。その政治的行為にはたまたまお示しがありましたようなことが実は入るのでございます。たとえば現在の保安庁法施行令の六十五条に保安庁法第五十六条第一項に規定する政治的行為の定義を規定しております。その中で「政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配付し、又は多数の人に對して朗讀し、若しくは聴取せしめ、あるいはこれらに用いて供するために著作し、又は編集すること。」その他十七項目にわたって一般職の公務員について規定してあります政治的行為の制限と同様なことを政令で規定しておりますので、お示しのようなことはこの点で該当すると思ひます。そうしてこのことによつて解任できると思ひます。

○川島(金)委員 この案文でなしに、そういった方面での適用を当然やるのだということになれば、また問題は別になりませんが、私はこの案文だけを見てお尋ねしたわけであります。かりに三十八条を次長は読まれたけれども「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党」これは目下共産党といえども、合法政党として承認されておる政党であります。従つてその合法政党と認められておりますところの政党に隊員が入党したり、あるいはすでに入党してお

つた者が隊員になる。これはこの案文によりますれば、何らさしつかえのない。その事情だけによつてはその隊員を解職したり、あるいは離職するようなことはできないことになつてゐる。従つてことさらに今のようなら、かりに文書、図画等を頒布すること自体の行為というものが法文に抵触して、それがいわゆる完全なる隊員でないという認定をするところの条件になつてゐるものが別にあるのだということであり、この案文を見まして、ちよつとその点をきつきましたので、一応承つておいたような次第でございます。

さらに百三条の問題もまたかすんで論議になつたのではないかと申すのであります。防衛出動時における物資の収用であります。この物資の収用は、昔でいへばちよつと国内において戒厳令でもしつたときのような形になつて、そのもとで一切の施設、一切の必要な物資の製造、委託、販売、保管等について、いわゆる一つの総動員的な法律になるわけでございますが、たとえば病院、診療所の施設を管理したり、土地、家屋、物資などを使用する場合に、都道府県知事がやるようであり、前もつてそれらに対するきちんとした、両者合意によるものの補償の契約が成立して、そのあとにおいて初めて行ふのかどうか、そういうことになしにいきなりこの法律に基いてやつてしまつて、あとで補償の問題は解決する、というような収用の仕方をするのかどうか、その点はいかがなことになるか。

○加藤政府委員 第百三条の規定についてのお尋ねでございますが、これは私どもの考え方といたしましては、災害救助法の災害の場合につきましては、物資の使用、収用等についての規定がございまして、その規定の趣旨にならぬといひ、かような防衛出動の場合においては同様なことが必要であらうという建前から、第百三条を規定してゐるのであります。従ひまして、その収用のやり方及び補償のやり方等につきましても、災害救助法の当該規定を第百三条において準用することにいたしておるのであります。災害救助法の十二

条等の規定がその補償の規定でありまして、これによりまして、収用等の処分を行う場合においては、「その処分により通常生ずべき損失を補償しなればならない。通常生ずべき損失を保償する。こういうふうに書いてあるのでございます。でありますから、この適用の実際について、いろいろあつたと思ひますが、おそらく大多数の場合におきましては、事後において補償するということにならうかと考へております。

○川島(金)委員 どうもそのことが私は非常に危険を感じるのであります。防衛出動において、この百三条を注意して扱いますれば別でございまして、けれども、この百三条と今の災害補償で、しかも、そういうものをこつちやに強制行ひいたします場合には、国民が憲法で保障されておるものは財産権、この権利は処分権であるいは財産権、こゝういつたものが根柢から蹂躪されるおそれ十分にあります。特に「物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者」に対してその取り扱ひ物資の保管を命じ、又は物資を取

用することができ。こゝういふことが書いてありまして、これは人間の動員まで強制的にできるように書いてあると私は感ずるのであります。人間については強制徴用的なことができるように百三条は解釈して行くのかどうか、その点はいかがですか。

〔委員長退席、下川委員長代理着席〕

○加藤政府委員 特に人の従事命令の点についてお尋ねがあつたようでございますが、実はこの規定も災害救助法の中にはあるのでございます。ただ私どもといたしましては、災害救助の場合と防衛出動の場合とは若干事態が違つておる、違つて考えなければならぬであらうという考慮からいたしまして、特に百三条におきましては第一項と第二項と書きわけておるのであります。すなわち第一項の方は、当該自衛隊の行動にかゝる地域における収用、使用等のことを書き、第二項におきまして、それ以外の地域において人の従事命令が発し得るというようなことを書いておるのであります。この趣旨は、人の従事命令を発する場合、は、自衛隊の行動にかゝる地域においてはこれを認めない、すなわち一番危険なる地域においては、特にある種の業者に対しては、他の国民以上の負担を求めるといふことは適當であるといふ趣旨からいたしまして、第一項の前線と申すことになりまして、それが、そういう地域においては人の従事命令は認めない、その後方の地域におきまして、特に必要のあります場合に、おきまして、現に土木建築工事、医療、輸送等に従事しておる方々について、つまり平生やつておる仕事と同じよう

な仕事を總理大臣の指定する地域において認めようという趣旨でございます。またこれにつきましては、別に命令に従わぬ場合における強制方法は規定しておらないのでございます。

○川島(金)委員 この命令に従わぬからといって、別に刑罰など強制する規定はないと言ひますけれども、この法律が成立いたしました、実際に適用されるということになりますと、その出先のものの考え方あるいは行動の仕方によつては、きつめて重大なことになるのじやないかということが懸念されるのであります。ことに人間まで動員をされるということに明らかになつておりました、その一定地域が昔のいわゆる戒厳令下に属する、こゝういつたかつこうになります。しかも、施設や品物等についてもこれが行われるのでありますから、そのやゝ立場の方の考え方いかんによつては、その地域における物資の問題、ことに食糧等に問題が及んで来て、その地域における一般の国民の生活の上にもさらに重大な影響をもたらして行く、こゝういふこともわれ／＼この案文によると想像をされるのであります。当然さういつた事柄についての配慮をされなければならぬと思ひます。この百三条を広くに実施いたします場合には、物資、人的資源、さういつた各般の総合的な調整をどういつたことでやるのか、何らかの機関を設けてこの百三条の実施をするという心構えで行くのか、その点についての準備をどういつた形式でやるのか、内容をひとつ聞かせてもらいたいと思ひます。

○加藤政府委員 百三条の運用につきまして慎重を要することは仰せの通り

でございす。私も災害救助法の制定の経緯を調べた際におきまして、衆議院の委員会におきまして、特にこの法律の運用につきましては慎重を期すべきものであるというふうな決議のなされておることを承知しておるのではありません、この防衛出動の場合においても同様、いなそれ以上の配慮をなさるべきものであらうと実は考えております。運用の問題は別として、この点についてどういう配慮を法律上においてしたかという御質問でございますが、戒嚴等の場合におきましては、昔は司令官がやつておつた、しかしこの法律におきましては、そういう建前をとらないで、その地方の実情について一番通達してあり、物事が公平に、しかも無理がなく行われ得るような判断力を持つておると認められます。一般行政官庁である府県知事というものを前面に出して来ておりました、府県知事にやらせるというのを建前としておりまして、これは昔の戒嚴令等とは非常に違つておると私は思うのであります。知事にやらせることのできない特に緊急を要する場合においては、長官または政令で定める者がやるというふうな規定いたしております。機関等については、ただいまのところはどういう機関を設けるというところは考へておりませんけれども、先ほど申し上げました衆議院の委員会における決議の趣旨等から考へまして、災害救助法の適用の實際を十分に調査研究いたしまして、運用には万遺憾のないように慎重を期さなければならぬものと考えております。

○川島(金)委員 さらにその防衛出動のほかに、問題は現実になつておる問題であります。演習等の場合におけるところの地方に与へます被害、この演習地の被害補償という問題については相当の件数に上つておつて、いろいろ地方的には問題になつておるところが多くあるのではないかと想像いたしております。現在保安庁におきましてはこの演習地のいわゆる被害補償について一体どのような処置をとつておるか。すべて地方民との円満な話し合いの上において当然なされなければならぬと思つておりますが、かりそめにも政府が一方的にこの問題の解決を強制するということは、絶対に避けなければならぬと思ひます。私の聞き及んでおるところによりますと相当な被害が各地で頻発してありまして、大きな被害件数をあげてみては全国的には相当な数に上つておりまして、通常地方の人たちから言われております補償要求額を総合いたしますと、十数億にも上つておるといふことが伝えられておるのであります。現実において保安庁、政府が認めておられますところの著しく目立つた地方への被害の補償についてどのくらいに今日はなつておるか、そしてその補償の支払いについてどういふ事情になつておるか、この点をひとつ参考のために聞いておきたいと思ふ。

○増原政府委員 演習等によつて与へます損害について、警察予備隊の当初はいろいろ組織なり、また構成員等が不十分、ふなれ等のために迅速に手のまわらないやうなうらみがございましてのは遺憾であります。ただいまではそうした方面の組織もでき、人もなれて参りました。大体において演習をやります際には、現在私どもの專屬の演習場というものはほとんどございせんので、一般の民間、国有その他土地を使つて演習をやるといふことが多いわけでありまして、事前にわかつて得る損害等は使用料という言葉で言う方が適當でありまして、そういう形で事前に支払いをして演習をやる場合もありまして、事後において生じた損害を補償するというふうなこともやつております。これは大体各部隊において地方の市町村その他関係の住民の人々と円滑な話し合いのもとに行つており、昭和二十八年中の事故発生は總計三十六件、補償の支払い金額は五百六十八万八千六百円ばかりになつておるのであります。現在のところはよく話し合いをいたしまして、遺憾のないように十分留意をいたしておるのでございす。

○川島(金)委員 この演習等において地方に不測に与へました損害の補償については、それ／＼の地方によつてスムーズに行つたところもあるし、なかなかスムーズに行かないで、保安庁がいわば地方民から言へば非常にわけのわからぬことを言つておる、こういう事件もかなりあるやうであります。今後とも演習等が大いにやられるのでありまして、その場合にやられる地方に与へます被害等の補償につきましましてはもつと親切に、しかも迅速に地方民の納得の行く程度においてこの問題の処理に當る熱意を政府は示すべきであるといふことを私は強く要求をいたしておくものであります。

それから話は前後になつてまことに恐縮なのであります。もう一、二お尋ねをいたしたいと思ふのであります。これは第八十四条の問題であります。す。「外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に對し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる」と、なるほど案文をいたしましては、なるほど案文であります。が、やり方といたしましては、これまた非常に危険を内包しておる案文である。たとえばこれによりまして自衛隊の部隊に對し、侵犯して来た飛行機を着陸させる、この着陸させる場合に一体しなかつたらどうするか。それから領域の上空から退去させるために必要な措置をとる、必要な措置といふのは、場合によつた領域内かす／＼なところにおつてなか／＼出て行かない、そういう場合にはこつちの自衛隊の飛行機でもつて撃墜させる、あるいは射撃をさせるということもあり得るやうな気がいたすのであります。そういうことを予想してこの八十四条がつくられたのかどうか、その点はどうなのですか。

○増原政府委員 領空侵犯に對する措置といふのは、いわば警察措置と考へることがまず適當な分野であります。但し一般警察は、こういう領空侵犯を行ひました航空機を取締り、適當な措置をとることができませんので、特に自衛隊の部隊がこれに當るといふ趣旨で八十四条ができておるわけでありまして、そうして領空侵犯航空機といふものに對する措置は、ここに一、二の例が書いてあります。これを着陸させるということも一つの方法であります、あるいは信号その他の方法によつて領域の上空から退去させるということも一つの方法である。しかしそういうことに応じないでなお領空侵犯を継続するといふような場合には、現在の国際法における通常の慣例その他に従ひまして、場合によりましてこれを射撃するといふやうなこともあり得るというふうな考へております。

○川島(金)委員 そうすると場合にやれば侵入して来た相手方の航空機に對して射撃をし、そして撃墜をするといふことが想定されることになるのであります。が、ここにもきわめて重大な問題が場合によつては内包されて行くのではないかと、私にはきわめて深く懸念いたすのであります。この領空の判定といふやうなことにについては、私は専門家でありませんからわかりませんが、これまた実に微妙なものがあるやうに思ひます。その微妙な領空の限界等については、こちらの自衛隊側の航空部隊が場合によつては相手方の航空機を射撃し、そして最後には撃墜をせしめる、そういうことがかりに誤まつて、あるいはまた輕率に行われるやうなことになるやうに、これがすなわち発火点となりまして、その国との重大な紛争の端を築いて、そうして兩國戦端を開かなければならぬやうな事態を起すこともあり得るのではないかと、これは／＼には想像されるのであります。この問題の処置はきわめて重大な事柄ではないかと思ふのであります。こういうことについて単なるこの程度のことで出動させるのか、それともそういう重大な事柄の招来をあらかじめ予想いたしまして、できるだけこの種の措置については嚴重な注意と慎重な態度を求めた

めに、単なる八十四条の条文だけではなしに、他の何らかの形においての規制的なものが必要ではないか、こういうふうな思ひでありますけれども、そういうことについては他の何らかの措置というものが行われるのかどうか、ただこの八十四条だけで一切の領空問題を解決して行こうという単純な考えで臨んで行こうとするのか、その点はいかがでございますか。

○増原政府委員 領空侵犯のいけないということはもう明瞭な国際的な事実でありまして、領空侵犯をやつて来たものに對しては、犯された方で適當な措置をするのは万国に共通して認められた當然の措置でございます。但しこれを行ひますに慎重を要することは、川島委員仰せになりました通りであります。誤まつて領空を侵犯しておられないものを領空侵犯扱いをするということの許されないことは、領空のみではございません。ほかの場合でも同じであります。慎重に事を處すべきことは當然であると思ひます。また通常常識的に考えまして、一回領空侵犯があつたというときに、ただちにこちらの飛行機でこれを射撃するということは適當でない。そういう場合には通常は領空侵犯をやらないように、相手國に對して抗議をするとか、注意を喚起するとかいうような方法とか、國際慣例に従つて適當な措置をとることもまた當然なすべきことである。慎重に處すべきことは仰せの通り十分やるつもりでございます。

○川島(金)委員 大分時間もたつて来まして、同僚の諸君もお疲れのようです。私、私もそれを考慮して私の質問はそろそろ／＼終らうと思ひます。

これも前後いたしまして恐縮であります。保安庁長官に一つ重要なことを聞いておきたいと思ふのであります。それは、政府のこの防衛二法案を基礎とする今後の大方針、伝えられるところによりますれば、極東の軍事情勢を見込んで、国土防衛の重点をまず北海道に置く、これが一つの方針、第二に、海上の問題ですが、沿岸警備の地点として津軽海峡、あるいは関門海峡が中心である。第三点には、憲法改正は当分行わない、その範圍内で陸海空三軍の均衡した体制をできるだけ確立して行こう、第四点には日本の財政と見合う必要から、直接当面の問題として増強の中心を陸上部隊において、海空はしばらく日米の安全保障にゆだねる、こういうことが政府のいわゆる保安防衛の当面の原則的な大方針である、こういうふうな伝へておる向きがあるものであります。この点の真相はいかがでありますか、保安庁長官から承つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 答えたいいたします。北海道が重要な地点であることは申すまでもありません。これに對してわれわれが相當の関心を持ち、防備を固めて行くことは當然であると思ひます。津軽海峡またしかりであります。ただ今三軍方式とおつしやいました。三軍がすべてバランスのとれた体制を整えるというところは、これはなかなか容易な仕事ではありません。御承知の通り船をつくるにいたしまして、飛行機をつくるにいたしまして、相當な費用がかかるのであります。これは日本の財政力とにらみ合はして國民の生活を脅かさない範圍においてやるべきが當然であります。その点について十分注意を払つてやりたいと思ひます。

地上部隊に特に重点を置くかということでありまして、必ずしも重点をそこに置くとは限りません。ただアメリカの方で地上部隊の幾らかが撤退したという希望は十分にあるのであります。それと見合ひまして、二十九年年度においても二万の部隊を増加する、予算において御審議を願つてゐる次第でございます。要は各般の情勢から十分判断して、日本の防衛態勢の確立を期して行きたい、こう考えております。

○川島(金)委員 最後に、これは念のため聞いておくのであります。私がだん／＼と申し上げておりますが、主に、世界の戦争危機と申しますか、また日本の直接侵略の危機、こういったものはアジアの情勢から見ましても、また世界的な情勢判断から見ましても、非常に緩和をされて、世界全体は今や平和の一途に向つて、全人類があげて関心を持ちながら、その方向に向つておるのが現状ではないかと思ふのであります。それからまた驕りまして、日本の国内の現状を見ましても、間接侵略に對するある程度の治安威力というものを整備しておくというところには、私も私どもといへども反對ではございません。しかし国内の経済実情あるいは國民生活の現実の問題等を勘案いたしました場合に、さらにまた政府の今とつておるこのデフレ経済政策、こういうところの遂行から来るところの、さらに深刻にならうと思ふと、それとこの國民経済の実体等、こういったものを勘案しながら政府は——私はこれは私見として伺つておくので

ありますが、防衛隊の増強は一応二十九年年度の現状でとめておいて、今後の世界情勢がさらに平和への段階に進むという具体的な曙光が現われ、しかもまた日本の国内における経済実情というものが、急速により方面に展開しないという現実をたどるようなことではあります。少くとも政府はこれらの点を総合的に考え、防衛力の増強は、二十九年年度程度でもつて一応打ち切る、このくらいの方針も必要ではないのか、私見をいたしましてはこういうふうには私は考えられないのでございますけれども、一体政府は、あるいは長官は、そういう一た事柄について何か考へておるかどうか、これを最後に伺つて、私の長時間の質問を一応打ち切りたと思ひます。

○木村國務大臣 答えたいいたします。世界はだん／＼平和に向つて行きつつあるのじやないか、一応さうに見られるのであります。御承知の通りチャールズも言つておるのであります。平和に向つておるような様相はしておるかと考へてはいない、一時的のものであると判断して、この間にわれ／＼といたしては防衛力を漸増して行かなくちやならぬというやうなことも言つておるやうな次第であります。恒久平和が成立つて行くということになれば、まことに人類の仕合せこれに過ぐるものはないのであります。これはわれわれとして必ずしも恒久的のものであるという判断はできません。何として、一国としては外国からの外部侵略に對処し得るやうにふだんから準備を必要があるやうに私は確信いたします。そこでこの漸増計画も國民の生活

午後四時二十一分散會